

1 監査対象事項

- ・山梨県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- ・資金貸付を主たる事業内容とする特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について

2 監査の結果に関する報告の公表

平成 25 年 4 月 26 日付け山梨県公報号外第 26 号

3 監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>テーマ1 山梨県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について</p> <p>1. 電気事業 1-1 企業局本庁 内部統制関係</p> <p>(1) 電気事業会計から地域振興事業会計へ貸し付けられている貸付金の金利について(意見)</p> <p>電気事業会計から地域振興事業会計へ貸し付けられている貸付金の金利が0.01%と極めて低利である。企業局の行う各事業は独立採算を前提としていることから、県債等の調達金利を参考として金利設定すべきである。直近の県債金利0.8%を適用して計算すると、電気事業会計から地域振興事業会計へ年 52 百万円の利益が付け替えられていることとなる。</p> <p>(2) 規程と異なる局議運営について(指摘事項)</p> <p>企業局では局議が最高方針、重要施策等の審議機関として局議規程に規定されている。しかし、実態はこれらの事項を個別に決裁を経て決定しており、局議は協議事項の報告機関となっている。また、局議は毎週水曜日に開催すると規定されているが、実際は月に1回から2回の開催にとどまっている。現実の運営が合理的</p>	<p>公営企業実務提要において、貸付金利は一般の金利水準等を勘案して、会計間の協議により定めることとされており、地域振興事業への貸付は、電気事業の運営に支障のない範囲で、貸付時の金利水準で金利を設定している。</p> <p>実態に合わせ、局議規程を見直し、改正した。</p>

なものであれば、局議規程を実態に合わせ
て見直すべきである。

(3) 起案書の決裁日付等について(指
摘事項)

支出負担行為伺い等の起案書に決裁日
付がないものや決裁日付が鉛筆書きで記
載されているものが散見された。今後は
起案書の決裁日付を適切に記載する必要
があり、また、修正不能なボールペン等
を使用して記載する必要がある。

・ 中期計画・修繕計画関係

(1) 中期経営計画における目標数値の
設定について(意見)

中期経営計画において目標数値が設定
されている項目が少ない。業績評価にお
ける評価可能性を高めるためにも、目標
数値を設定する項目を増やすことが望ま
れる。

(2) 個別の工事ごとの修繕計画と実績
の比較について(意見)

修繕計画と実績の比較を行うにあたっ
て、見積り精度の向上や今後の修繕計画
へ反映するためにも、個々の工事ごとに
見込額と実績額との比較・分析を行うこ
とが望まれる。

・ 契約関係

(1) 見積もり合わせの有効性がない場
合における単独随意契約の検討について
(意見)

随意契約に当たり2社の見積もり合わ
せによっている委託業務があるが、当初
から1社のみを選定が想定される場合に
は、業務の効率性の観点から単独随意契
約の締結を検討すべきである。

(2) 保守業務等の委託契約(単独随意

起案書等の決裁日付は、修正不能な
ボールペン等で記載することとした。

現在の目標数値の設定項目で、経営計
画について達成状況を評価できると考え
ているが、項目を増やすことについては、
今後、必要に応じて検討していく。

今後は、見積り精度の向上や修繕計画
へ反映するため、個々の工事ごとの修繕
計画と実績額との比較を行うこととし
た。

当該業務の契約については、契約の性
質から競争入札に適しないと認められる
ため、単独随意契約により行うこととし
た。

契約)への契約準備行為の導入について
(意見)

保守業務等は毎年度継続的に行われる業務であり、年度当初から直ちに給付を受ける必要がある業務である。現在は見積書の入手から契約まで一連の業務が4月1日に行われている。現実的にはこれらの業務が1日の中で集約して実施されるには、煩雑であり、間違いが起こる可能性も否定できない。したがって、これらの業務については年度開始前に契約準備行為等が行われるように検討すべきである。

(3) ガソリン購入の単価改定理由の明確化について(意見)

ガソリンの購入に当たっては、年度開始時点において1リットルあたり単価の見積合わせによる随意契約を行い契約業者の決定を行っているが、著しい市場価格の変動に伴う単価改定時には当初の契約業者とのみ協議を行っており、事実上の単独随意契約となってしまう。事務コストを勘案した上での1つの解決策としては単価改定時のルールを設定することが考えられる。また、この件については、山梨県全庁としての検討事項であるため、山梨県の然るべき部署において全庁的な対応を行うことが必要である。

(4) 実際の保守業務を行っている業者との直接契約について(意見)

企業局財務会計システム保守業務の委託にあたり、実際に保守業務を行っている業者は山梨県への登録業者でないことから、その関連会社が契約者となっている。業務の効率性の観点から、当該保守業者が直接の契約者となるように依頼を継続して行っていくことが必要である。

今後は、契約準備行為が認められている業務については、年度開始前に契約準備行為を行い、間違いが起きないように余裕をもって処理を行うこととした。

価格改定は、当初契約価格をベースとして価格変動を反映させて行うことから、当初の契約業者と協議・変更契約を行うことは問題とならない。

全庁的な対応として、出納局において、平成25年度分の本庁のガソリン等燃料の契約書に変更基準を明記している。

また、出納局が指導を所管する「かい」に対しては、地理的条件等を勘案する中で具体的な判断基準を明記するように指導していく。

契約業者はシステムを開発した業者であり、緊急時の対応が可能であるなど、効率的に業務が行われている。

・給与・人事関係

(1) 各出先機関における非常勤嘱託職員等の給与計算について(意見)

各出先機関で行っている非常勤嘱託職員等の給与計算に誤りが散見されたが、そのようなミスの防止及び出先における事務作業の軽減化を図るためにも、出先機関においては非常勤職員等の勤怠管理のみを行い、その給与計算については本庁において一括して行う方式に変更すべきである。

(2) 短期臨時職員任用決定通知書の交付等について(指摘事項)

山梨県において平成23年4月1日に施行された「臨時職員取扱要綱」の一部改正は、「短期臨時職員との労働契約の締結において法律上義務付けられている労働条件等についての書面での交付が行われていない。」との指摘を平成22年度の包括外部監査で受けたことにより行われた。企業局においても、各所属に改正の通知を行ってはいたとのことであるが、発電総合制御所、石和温泉管理事務所においてはそのような改正が行われていたことは認知されていなかった。本改正は労働基準法の遵守を目的としてなされたものであり、早急にその対応を要綱に則したものと正すべきである。

(3) 一般職員の人事評価制度の本格的な導入について(意見)

管理職は能力評価の結果が給与に反映される仕組みとなっているが、一般職は人事評価制度が試行段階にあり、給与に反映される仕組みとはなっていない。一般職員の評価結果を給与等に反映し、職員の仕事に対するモチベーションを向上させ、組織としてのパフォーマンスを向

各出先機関での給与計算の誤りを防止するため、給与事務担当者に対する研修会を必要に応じて実施する。また、主担当・副担当者制によるチェック体制を強化していく。

今回指摘を受けた所属には、短期臨時職員を任用する場合は任用決定通知書を交付するよう指導徹底した。

一般職員を対象とする人事評価制度(一般職員人材育成制度)の本格的な導入については、知事部局等の動向も参考とする中で、更に検討を進める。

上できるよう、管理職と同様に人事評価制度を本格的に導入することが必要と考えられる。

(4) 雇用保険料被保険者分のG A A P (一般に公正妥当と認められる会計基準)に従った会計処理の採用について(意見)

雇用保険料のうち被保険者分は事業主が預かっているものであり、損益取引にならないが、現状では、事業主負担分と同様に損益処理を行っている。当該預り分について費用と収益を相殺する会計処理を採用することも検討すべきである。

(5) 超過勤務データを人事給与システムに取込む際の確認について(意見)

勤務状況システムにより管理されている職員の超過勤務のデータについて、給与計算を行う人事給与システムに取り込むにあたり、データが改ざんされないような措置や、第三者によるデータの取込の正確性の検証がなされていない。勤務状況システムのデータと人事給与システムのデータの整合性を第三者によりチェックすることが必要である。

・決算書・貸借対照表項目関係

(1) 改正地方公営企業法施行規則に基づく決算書への固定資産の減価償却の方法等の注記について(意見)

現行の地方公営企業法施行規則上要求されていないため、固定資産の減価償却の方法等の注記を行っていないが、平成24年1月27日改正の地方公営企業法施行規則では注記を行うことが義務付けられているため、今後は所要の注記を行うよう留意する必要がある。

(2) 電気事業会計の現金管理について

今後は、当該預かり分について、費用と収益を相殺する会計処理を行う。

データの改ざんや入力誤りを防ぐため、勤務状況システムのデータを人事給与システムへ取り込んだ後に打ち出される実績手当登録結果確認票と、勤務状況システムのデータの整合性を別の職員がチェックすることとした。

新地方公営企業会計制度においては、多岐にわたり注記が求められているため、平成26年度の決算から、地方公営企業法施行規則に基づき、注記ができるよう留意して、準備を進めている。

(意見)

電気事業会計の現金20,000円については山中湖荘が保有する現金であり、企業局職員がその残高を確認しているが、定期的な実査の実施や実査調書の作成等が行われておらず管理体制に不備がある。現金など換金性の高い資産については、着実な管理体制を構築する必要がある。

(3) 保管・預り有価証券の区分等について(指摘事項)

企業局の出納取扱金融機関である山梨中央銀行、収納取扱金融機関である山梨県民信用組合及び笛吹農業協同組合から受け入れた首都高速道路等の債券につき、貸借対照表上、保管有価証券、預り有価証券として流動資産、流動負債の区分に計上しているが、固定資産、固定負債の区分に計上する必要がある。また、発行する預り証に担保物件の特定をするためにも、証書ナンバーなどを明記する必要がある。

・ 固定資産関係

(1) 固定資産システムの登録誤り等について(指摘事項)

国有資産等所在市町村交付金法により、発電所の用に供する固定資産には所在の市町村に対して交付金を交付することとなっている。その交付金額は、企業局の固定資産システムより算出しているが、固定資産台帳への登録が「対象外」となっており交付金に反映されていない資産が散見される。一方、管理部門で業務の用に供する資産は、市町村交付金の対象資産とならないが、固定資産台帳へ「対象」として登録し、交付金の対象資産扱いとしている資産もある。電気事業会計における固定資産を精査し、固定資

山中湖荘廃止に伴い小口現金の出納事務は廃止された。

地方公営企業法施行規則の勘定科目表に合致する科目がないことから、流動資産、流動負債として計上している。

固定資産、固定負債への計上については、今後、適切に対応する。

また、今後、発行する預り証には、物件を特定するため、証書ナンバー等を記載することとした。

交付金の対象の区分を明確にした上で、固定資産台帳に記載されている全資産について、交付金の対象・非対象を精査し、交付金額の再計算を行った。

また、該当市町に対し、改めて対象資産の価格等を通知し、交付金の是正を行った。

産台帳への登録を修正し、交付金を是正する必要がある。

(2) 有形固定資産の実地棚卸について
(指摘事項)

有形固定資産について、実地棚卸を定期的に行っていない。決算日等一定の日を決めて実地棚卸を行い、資産の実在性等を確認すべきである。

(3) 地域振興事業の固定資産の耐用年数の根拠について (指摘事項)

地域振興事業の固定資産の選択された耐用年数の根拠について、明確な説明を受けられないものが散見された。耐用年数を選択する際のルールを明確化しておくことが望まれる。

(4) 固定資産システムの改修について
(意見)

現状の固定資産システムは、個々の資産ごとの固定資産台帳は出力できるものの、すべての固定資産を一覧表形式で出力することができない。資産を総覧できるよう、一覧表形式の固定資産台帳が出力できる固定資産システムへの改修の検討が望まれる。

(5) 固定資産管理シールによる管理が困難な資産の管理手法について (意見)

現在の固定資産の管理状況は、固定資産台帳上の資産と現物とを関連付けるため、備品については固定資産管理シールによって管理している。しかし、固定資産管理シールにより管理することが困難な固定資産については、固定資産の実態にあった対策を講じることが必要である。

今後は、固定資産台帳における記載内容と資産を確認するため、実地棚卸を行うこととした。

今後は、固定資産台帳に耐用年数の根拠を記載し、明確化することとした。

耐用年数決定については、地方公営企業法施行規則第15条4項に法定耐用年数により難い特別の理由、耐用年数の決定に関する規定があり、ルールは明確にされている。

パッケージシステムである固定資産システムの改修には、多額の費用が必要となるため、固定資産システムから出力できる固定資産データから一覧表を作成する別のシステムを開発し、資産を総覧できるよう改善した。

土地、構築物については、図面等で管理し、機械装置については、銘板を備え付けており、実態にあった管理を行っている。

(6) 寄託美術品の適切な管理について
(指摘事項)

電気事業会計において購入した美術品について、どこへ寄託されているかが固定資産台帳上明らかではない。また、寄託先に預り証の発行を求める等の現物確認がなされていない。寄託先及び現物が存在することについて適切に管理することが必要である。また、美術品によっては固定資産台帳上まとめて登録がされているが、別個の資産として登録、管理される必要がある。

(7) 寄託美術品の保管責任等の所在について (意見)

山梨県立美術館美術資料取扱要綱では寄託美術品の保管責任の所在が不明確である。文書等で取り交わしを行うことが望まれる。

(8) 有形固定資産の残存価額について
(意見)

現状、有形固定資産の残存価額については、一律取得価額の 5% となっている。一方で、地方公営企業会計制度上は鉄筋コンクリート造等一定の建物や構築物及び装置については、帳簿価額 1 円まで減価償却計算の対象とすることが可能であり、保守的な会計からもこれらの資産については残存価額を 1 円とすることが望ましい。

(9) 電気事業会計の有形固定資産への減損会計の適用について (意見)

電気事業会計の有形固定資産等に計上されている土地や建物の中に、廃止が決定された職員保養所 (山中湖荘) や、著しく稼働率が低い職員公舎 (大和町公舎) が存在する。新地方公営企業会計制度上

寄託美術品の管理については、固定資産台帳上に、寄託先を明記するとともに、別個の資産として登録した。

また、現物が存在することの確認については、寄託先と協議し、毎年度末に行うこととした。

寄託美術品の保管責任等の所在については、美術館と文書等の取り交わしに向けた協議を進めている。

地方公営企業法施行規則において、1 円償却は、強制ではなく、適用できることとされているものであるため、今後、経営への影響を分析し、対応を検討していく。

職員保養所や職員公舎については、資産グループの一部を構成する資産であるため、当該資産グループを単位として減損を判断していく。

においては減損会計の導入があるため、適正な帳簿価額に減額する必要があることに留意する必要がある。

(10) 固定資産システムの変更等について(意見)

電気事業会計及び温泉事業会計の損益計算書に計上されている過年度損益修正損益の発生原因は、資産の分割登録等による耐用年数の変更の他、本来減価償却の方法として定額法のみ適用とすべきところ、定率法の誤適用を行ったことによるものである。当該減価償却方法を適用できる現行のシステムの設計又は設定に問題があったためであり、システムの変更等を行うべきである。

(11) 大和町公舎用地の有効活用について(意見)

電気事業会計に計上されている職員公舎(大和町公舎)用地について、平成19年度の包括外部監査において有効活用するように指摘されている。その後、今後のあり方について検討はされているが、利用状況の改善はされていない。平成19年度以降の公舎の利用状況も踏まえ、改めて有効活用等を検討すべきである。

(12) 寄贈された資産の新地方公営企業会計における留意点について(意見)

現状、寄贈された固定資産については、現行の地方公営企業会計制度上「みなし償却制度」を適用し、減価償却計算の対象とされていない。しかし、新地方公営企業会計制度上は「みなし償却制度」が廃止となるため、留意する必要がある。

・引当金・積立金関係

(1) 温泉事業会計の貸倒引当金の計上について(指摘事項)

平成23年度に、それまで選択肢の初期値が「定率法」となっていたものを「定額法」が初期値となるよう修正を行っており対応済みである。

「今後のあり方に関する報告」を踏まえ、当面は職員公舎として利用を続け、有効活用等については引き続き検討していく。

新地方公営企業会計制度においては、「みなし償却制度」が廃止となり、寄贈された固定資産についても減価償却計算の対象となるため、平成26年度からの新制度適用に向け準備を進めている。

温泉事業会計において、貸倒引当金の計上がされていないが、公営企業会計上は債権区分に応じた貸倒引当金の計上を行うことが必要である。

(2) 電気事業会計及び温泉事業会計における修繕準備引当金の計上方法について(意見)

現状、修繕予算と修繕実績額との差額に応じて修繕準備引当金の繰り入れ及び取崩しが行われているが、新地方公営企業会計制度においては、当該引当手法は認められず、一定期間の修繕計画に基づいた引当金額の算定が必要である。修繕引当金は修繕が事業の継続に不可欠な場合等修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものに限り、特別修繕引当金は法令上の義務付けがある等修繕費の発生が合理的に見込まれるものに限り計上することになる。引当金の計上方法が大幅に変更となるため、できるだけ早期に新会計基準への対応を検討すべきである。

(3) 電気事業会計及び温泉事業会計における建設改良積立金について(意見)

平成22年度末現在の積立金残高1,902,541千円(電気事業会計)、149,557千円(温泉事業会計)は、改良計画との関連性がなく、毎期の利益処分時に他の積立金を積み立てた残額を積み立てたものであるため、改良計画と関連付けた積立とする必要がある。

(4) 退職給付引当金所要額の計上について(意見)

電気事業会計において自己都合期末要支給額を目標に、平成22年度末で退職給

新地方公営企業会計制度においては、温泉給湯使用料で回収することが困難と見込まれる額を貸倒引当金に計上することが必要となるため、平成26年度からの新制度適用に向け準備を進めている。

新地方公営企業会計制度においては、一定期間の修繕計画に基づいた引当金額の算定が必要となるため、修繕計画の見直しを行い、適切な引当額を計上できるよう準備を進めている。

建設改良積立金については、損益勘定留保資金残高を勘案して、将来の大規模改修及び災害時の建設改良工事等に必要な費用を見込んだ上で積立を行っており、今後も改良計画と関連づけた積立を引き続き行っていく。

電気事業会計では、簡便法により必要額を算定しており、引当金計上不足は、

与引当金を864百万円計上しているが、今後は新地方公営企業会計基準に従った所要額を、原則法ないしは簡便法により算定する必要がある。平成22年度末現在、電気事業会計で約15百万円の引当金計上不足が生じている。

(5) 電気事業会計の湯水準備引当金の過大計上について(意見)

電気事業会計における平成23年度末現在の湯水準備引当金残高312,968千円は、平成23年度引当金限度額303,578千円と比べて9,390千円の過大計上の状況となっており、引当金取崩処理の要否を検討する必要がある。

(6) 賞与引当金の計上について(意見)

電気事業会計及び温泉事業会計において、賞与引当金が計上されていない。現行の地方公営企業会計基準上では必ずしも計上を求められていないが、企業会計上では計上することが義務付けられており、新地方公営企業会計制度上は賞与引当金の計上が求められるため、計上について検討する必要がある。

その他

(1) 市町村振興資金特別会計への貸付金の利息計算について(指摘事項)

電気事業会計から市町村振興資金特別会計へ資金の貸付が行われている。平成23年度末に元利金の償還が行われているが、支払期日が銀行休業日に当たることから1日早く償還されている。金利の計算は年度末を基準に計算されていることから、電気事業会計では当該1日分の金利を多く受け取っている。本来は借入期間に応じた金利計算を行うべきである。

平成24年度末で解消された。

湯水準備引当金の取り崩しについては一定の基準を設けて行っており、引当金限度額については、当該年度の電力量と収入により変動することから、予定値を年度初めに算出しており、平成25年度予定値は、平成23年度末引当金残高312,968千円を上回るため、引当金の取崩は不要となっている。

新地方公営企業会計制度においては、賞与引当金を計上する必要があるため、準備を進めている。

契約書において、貸付期間が3月31日までと定められているため、貸付期間で利息の計算を行っている。

今後、貸付を行う際には、解釈に疑義が生じないような表記とする。

(2) 早川水系発電管理事務所の倉庫に保管されている PCB 含有物について (指摘事項)

企業局が所有する PCB 含有設備はひとまず早川水系発電管理事務所の倉庫に保管されるが、PCB 含有物を入れたドラム缶が 103 本未処理のままとなっている。漏洩事故の危険性もあるため、適切に保管されたい。現に保管後漏洩し、修繕処理を行ったトランス等あるため、速やかな対応が必要である。

(3) 多額と見込まれる PCB 含有設備の処理費用について (意見)

PCB の処理は環境省の指導に基づいて行っているが、PCB の処理費用の見込みは 2 億 6 千万円余と多額であるため、企業局としても費用の引当てや積立預金を計上する等、独自に対応を検討しておくことが望まれる。

(4) 山梨県企業局が参加した海外調査について (意見)

山梨県企業局が参加した公営電気事業経営者会議主催の海外調査は、その費用明細を確認した範囲においては、その支出内容の適切性について、第三者に疑義を生じさせる可能性が存在するものであった。全額公費で実施される性格からして、その支出内容については特段慎重な確認が必要であったと判断される。また、研修旅行との差異を明確化し、事業へ有効に反映されているかをあらためて検証することが必要と思料される。

(5) クリーンエネルギーに係る普及啓発活動の更なる推進について (意見)

クリーンエネルギーへの関心や評価が急激に高まっている現在、それに係る普

PCB 含有物については、法令に則り、適切に保管しているが、漏洩事故防止のため、PCB 含有物を入れたドラム缶 103 本の密閉容器への移し替えを平成 25 年度中に行う。

今後も、引き続き適切な管理を行っていく。

PCB の処理費用については、処理年度の売電費用に含めることとなっており、現状においては引当て等の必要はない。

公営電気事業経営者会議では、海外調査費用は、複数の業者から見積を徴取し、一番費用の安い業者を選定するなど、適切な支出に努めている。

また、研修の成果については、報告会を実施して職員全体で情報を共有するなど事業運営に反映させている。

クリーンエネルギーに係る普及啓発活動は重要であると認識し、企業局として

及啓発活動を山梨県企業局として行うことの意義は非常に高いものであると考えられる。現在行っている普及啓発活動は各出先において独自に行っていると感じられたが、改善が必要と考えられる事案に対して、企業局全体で何らかの策を講じることは可能ではないかと思料される。今後も、普及啓発活動について更に積極的に活動を行っていくことが期待される。

(6) 切手受払簿の様式の改正について
(意見)

山梨県企業局においては、郵便切手類の受払管理を「郵便切手類受払簿」により行っているが、現在の様式では、切手の種類別の残枚数を把握するためには、一定の計算が必要となる。切手類の管理のためにはその合計残額のみならず、切手の種類別の枚数を管理することが重要である。この「郵便切手類受払簿」は山梨県財務規則で定められた様式であるため、今後は必要な情報が一見して把握できるように、切手受払簿の様式について山梨県として改正を行うことも検討すべきである。

(7) 貸与された被服への社名や社章等の明示について(意見)

山梨県企業局では山梨県企業局被服貸与規程に基づく対象者のうち希望者に対して作業服の貸与を行っている。専ら勤務場所のみにおいて着用する作業服等は、所得税法上給与課税されないこととなっている。このような取扱が明確となるように、山梨県企業局の社名又は社章等を作業服に記載すべきである。また、来訪する県民の利便性のためにも企業局職員であることを明示すべきである。

推進している。また、推進の一環としての具体的活動は、各所属の機能に応じて、役割を分担して実施している。

今後も企業局全体で情報を共有し、課題がある場合には、改善を図っていく。

出納局において、郵便切手類受払簿の累計行の下に、次月繰越額を設けて、種類別の切手残高を記載できるよう山梨県財務規則の様式を改正した。

今後は、この様式を利用して、残枚数を把握することとする。

今後、貸与する被服については、県章を明示することとした。

1 - 2 . 発電総合制御所

・ 契約関係

(1) 監視制御システム保守点検業務委託の契約内容の見直しについて (意見)

平成 22 年度監視制御システム保守点検委託の契約履行期間の始期が 6 月 4 日となっているが、現状では 4 月 1 日から 6 月 3 日の間は当該契約に基づいた保守業務は実施されないこととなる。この期間に障害が生じた場合には別途委託をしなければならない状態である。障害に対する迅速な対応や効率性・経済性の観点からも、保守業務については契約準備行為に準ずる方法等を採用し、4 月 1 日から履行が開始するような契約を締結すべきである。

平成 22 年度の保守点検委託契約の業務範囲は、点検及び障害時対応である。障害時対応業務は障害が発生した時に技術者を派遣する業務 3 回分である。平成 22 年度の 3 回の障害時対応は何れも修繕等の支出を伴うものであり、障害時の保守業務としての意味合いは少ないものと思われる。現状のような修繕を伴うような障害時対応を行うのなら、当該契約は点検業務のみの委託とすべきである。

契約書の仕様書には点検項目が表形式で記載されているが、当該年度に実施しない項目は項目欄に × を記載している。× を記載する方法では、× を追記することにより、改ざんが可能である。当該年度に実施しない点検項目は記載しないこと等による対応を図るべきである。

(2) 平成 21 年度に行われた植栽管理の随意契約について (意見)

発電総合制御所が構内の植栽管理の委託業務において、従来委託していた業務のうちの一部である寄植剪定を、経費の削減及び人材育成制度の一環として職員

保守業務 (障害対応時) については、4 月 1 日から履行できるよう契約準備行為により発注することとした。

監視制御システムの保守点検については、監視制御システムの精密点検等を行う点検業務と障害発生時の対応を行う保守業務に分けて発注することとした。

契約書の仕様書の記載方法については、改ざんできないよう当該年度に実施しない点検項目は、記載しないこととした。

例年行っている内容から変更して業務を発注する際は、変更になった内容が明確に分かるよう、見積参考資料等に記載することとした。

自らで行うことを計画し、委託業務から除外して積算したが、3社の2回にわたる予定価格超過見積りにより入札が不調に終わった。これを踏まえて企業局が方針を一転し、再積算において寄植剪定を委託業務に含めた対応は、結果として当所の目的が未達成に終わってしまっており、拙速なものであったと判断される。

また、再積算後の見積り徴取において、不調になった時と同じ3社がそれぞれ予定価格を下回る見積書を提示し、入札は成立したが、全ての業者が委託内容が追加になっているにもかかわらず、当初見積金額より低い金額を提示してきたことを勘案すると、業者に対する委託内容の説明について一定の配慮を行うことを検討すべきではなかったかと思料される。

(3) 1社単独の随意契約となっている工事の入札見直しについて(意見)

電力会社との取引に用いる計器の取替工事について、指名競争入札を実施しているが、他社の辞退により1社単独の随意契約となることが続いている。その当初落札率は高い数値を示している。このことは、入札の透明性に疑義を生じる可能性がある。

予定価格を事前公表していることも辞退の要因の一つとも考えられるが、辞退の理由を確認し、指名業者の拡大を行うべきである。また、その理由によっては入札を断念し、単独随意契約を検討する必要がある。

・ 固定資産関係

(1) 今後使用する見込みのない資産の廃棄処分等について(指摘事項)

発電総合制御所の3階書庫の実査を行ったところ今後使用される見込みがないと判断される資産が放置されていた

平成24年度から一般競争入札により実施したところ、複数の入札があったため、今後は、単独随意契約ではなく、一般競争入札を実施していくこととした。

使用見込みがない不要資産については、適切な方法で廃棄処分を行った。

が、不要な保管コスト軽減のためにも適宜廃棄等の処分を進めるべきである。また発電総合制御所は災害等の緊急時において企業局の対策本部とすることとされているため、緊急時のスペース確保という目的のためにもそのような処置を進めることが必要である。

(2) 備品台帳の記載漏れについて(指摘事項)

山梨県企業局備品及び準備品の取扱要領第3条には準備品を適正に管理するため準備品台帳を備え付けなければならない旨定められているが、記載漏れとなっているパソコンが5台あった。パソコンも1万円以上であれば準備品に該当することから、漏れなく準備品台帳に記載し現物管理することが必要である。

(3) 固定資産の管理シール添付について(指摘事項)

発電総合制御所で管理されている固定資産のうちパソコンについて現物確認したところ、管理シールが取れているものが1台あった。またこれとは別に機器管理台帳(パソコン一覧表)に掲載されていないパソコンが1台あった。

(4) 一部設備の交換の資本的支出としての計上について(意見)

建物附属設備のうち給水設備を構成する一部の設備が、不具合のため交換されている。修繕費として計上されているが、固定資産の本体を形成するものなので、期間損益計算の適正化の観点から資本的支出として計上することも検討すべきと思料される。

指摘のあったパソコンについては、準備品台帳に記載した。

管理シールが取れていたパソコンについては、管理シールを貼付した。また、太陽光発電設備と一括で購入したパソコンについては、機器管理台帳に登録した。

電気事業の資本的支出と収益的支出の区分については、国で定めている電気事業会計規則等に基づき、電気事業固定資産の資本的支出と収益的支出との整理区分要領を定め、取扱い区分を明確にしている。具体的には、資産単位物品の取り替えは、資本的支出とし、資産単位物品以外の取り替えは収益的支出とすることとしているため、資産単位物品である設備の一部交換は、収益的支出で適正であ

・ 給与・人事関係

(1) 非常勤嘱託職員及び短期臨時職員の給与計算における計算誤りについて
(指摘事項)

発電総合制御所における非常勤嘱託職員等の給与事務について、下記の通りの担当者の知識不足やエクセルの入力ミスに起因する計算の誤り等が散見された。

扶養控除申告書提出のない職員に対する源泉徴収税額表甲欄の適用

賞与支給時の源泉徴収漏れ及び計算誤り

賃金台帳から源泉徴収簿への転記誤り

・ 内部統制関係

(1) アンケート結果に対する反省点や改善点等フィードバックした内容の文書について (意見)

発電総合制御所では展示施設を常時設け、また、年 3 回の啓発活動を行っている。来館者や参加者に対してアンケートを実施し、集計結果等を全職員に回覧している。また、毎月のリーダー会議の際には改善点等の議論を行っているとのことである。しかし、その内容や意見についての議事録等は残されていない。議論された反省点や改善点等が集約化された一覧性のある文書に残し、施設や啓発活

ると考える。

今後は、資産の機能が著しく増進され、又は使用可能期間が著しく延長されたときなど、必要に応じて資本的支出として計上することについても検討していく。

今後は、扶養控除申告書の提出があった者にのみ源泉徴収税額表甲欄を適用し、適切に源泉徴収を行うこととした。

非常勤職員の上期賞与に対する源泉徴収については、年末調整において税額の精算を行っていたが、今後は、法令に則り、適切に源泉徴収を行うこととした。

賃金台帳及び源泉徴収簿は、エクセルで作成しているため、転記誤り防止のため、自動で転記が行われるよう改善した。

アンケートは、毎月のリーダー会議の際に改善点等の議論を行い、担当者が内容をまとめており、次回の改善に役立っているが、今後は、反省点や改善点等が集約化された一覧性のある文書に残し、施設や啓発活動の改善に役立てていく。

動の改善に役立てるようにすべきである。

(2)官製はがきの残高管理について(指摘事項)

発電総合制御所の金庫内に保管されていた切手の実査を行ったところ、受払の記録がなされていない官製はがき(50円)が1枚存在した。官製はがきは容易に換価可能な現金同等物であり、今後は継続的に受払いの記録を行い、厳格に管理を行っていくべきである。

1-3.早川水系発電管理事務所
・契約関係

(1)地価の下落等も考慮した適切な借地料の検討について(意見)

早川水系発電管理事務所では、電柱敷、電線敷、管理用道路敷、水道管敷、取水口の敷地等として、県や民間の個人・法人から借地をしている。これらの借地料は長期間にわたり据え置かれている。土地の価格を前提として算出される借地料については、地価の下落状態を反映した借地料を検討すべきである。

(2)相続が発生した場合の借地契約の締結等について(指摘事項)

民有地等の借地契約について、相続等で所有者が変更となった場合には契約の変更を適切に行うべきである。また、地代の支払いに際しては、契約者が指定した複数の者に支払うのではなく、契約者=所有者に対して支払うべきである。

(3)有価廃材の売却処分等について(指摘事項)

早川水系発電管理事務所では、平成19年度に固定資産の除却時に生じた有価廃材を残存価格で一般貯蔵品(不用品)へ

切手と同様、はがきについても受払簿に記載した。

今後は継続的に受払簿に記録し、厳格な管理を行っていく。

借地料については、近隣における国土交通省等の価格を参考として検討した結果に基づき据え置いてきた。

今後は、近隣山林の実勢価格を調査し、地価が著しく変動した場合には、借地料について地権者と協議していく。

相続等で所有者が変更となった事例については、新たな所有者と借地契約の締結を進めている。

また、複数の者に賃料の支払いを行っていた事例については、契約者に支払うこととした。

今後は、有価廃材で再利用の可能性がないものは、速やかに売却等の処分を行うこととした。

計上し、また、施設の修繕時に生じた有価廃材を簿外として処理していた。これらが実際に売却に付されたのは平成24年1月である。再使用の可能性のないものについては速やかに売却等の処分を行うべきである。

・ 固定資産・棚卸資産関係

(1) 期末に所有する予備部品等の貯蔵品計上について(指摘事項)

早川水系発電管理事務所の倉庫内等を実査したところ、簿外となっている物品が確認された。主な物品の価額を集計すると約680万円にも上るが、受払いの記録、現物検査等を行われず、帳簿上にも計上されてはいなかった。これらの行為が規程に反していることは明らかである。今後は資産管理の面のみならず、貯蔵品の計上は適正な期間損益計算を行うためにも重要であるため、規程に従った取扱を行っていくべきである。

(2) 固定資産の耐用年数誤りについて(指摘事項)

早川水系発電管理事務所が平成22年度に購入した機械装置に適用した耐用年数について、単純な人為的ミスを起因とする誤りが多数存在した。耐用年数の決定は毎年の減価償却計算に影響を与えるため、慎重に検討や確認を行うことが重要である。

(3) 事業所間の資産貸付の書面の管理等について(指摘事項、意見)

早川水系発電管理事務所より笛吹川水系発電管理事務所へ資産の貸付が行われていたが、資産貸付に係る書面管理が不適切であった。また、この書面は「借用書」として作成されているが、山梨県財務規則に「物品貸付調書」及び「貸付物

財務規程に則り、簿外となっている物品で資産価値のあるものについては、貯蔵品に計上した。

今後は、規程に則り、適切な取扱を行っていく。

耐用年数の誤りのあった資産については、正しい耐用年数に修正を行った。

今後は、法令に則り、適切な耐用年数を決定していく。

今後は、書面管理を徹底するとともに、山梨県財務規則に則った書式で適切に処理を行うこととした。

なお、「物品貸付調書」「貸付物品返却調書」については、山梨県企業局財務規程に、会計その他財務に関する事務手続

品返却調書」の書式が規定されているので、企業局も当該規定に準じて規定化し、作成することが望ましい。なお、貸付が長期に及ぶ場合には、事業所ごとの適切な原価を把握するために、資産異動の手続きを行い、実態に即した減価償却費を計上することも必要である。

(4) 固定資産の除却率について(意見)

早川水系発電管理事務所では、所有する固定資産の一部を除却するような場合には、全体の資産に対する除却率を用いてその除却額の計算を行っているが、その数値の決定に当たって客観的な根拠は存在しない。固定資産の除却は、行政財産を廃棄するという行為であり、その設定する数値については、客観的な根拠に基づいて設定されるべきである。

(5) テレビ共聴設備修繕工事の資本的支出としての計上について(意見)

早川水系発電管理事務所では平成22年度に「奈良田第一発電所管理事務所・合宿所テレビ共聴設備修繕工事」を行い、修繕費として処理を行っていた。期間損益計算の適正化の観点から資本的支出として計上することも検討すべきと思料される。

・給与・人事関係

きに関しては山梨県財務規則等の例によるものとする旨の規定があるため、規程の見直しは、必要ないと考える。

また、資産を長期に貸し出す場合には、資産異動の手続きを行い、適切な減価償却費を計上していく。

固定資産の一部除却は、客観的な根拠に基づいて設定しているが、指摘のあった事例については、除却率の算出根拠の記載が漏れていた。

今後は、固定資産の一部を除却する際の除却率の積算根拠の記載を徹底していく。

電気事業の資本的支出と収益的支出の区分については、国で定めている電気事業会計規則等に基づき、電気事業固定資産の資本的支出と収益的支出との整理区分要領を定め、取扱い区分を明確にしている。具体的には、資産単位物品の取り替えは、資本的支出とし、資産単位物品以外の取り替えは収益的支出とすることとしているため、資産単位物品である設備の一部交換は、収益的支出で適正であると考えられる。

今後は、資産の機能が著しく増進され、又は使用可能期間が著しく延長されたときなど、必要に応じて資本的支出として計上することについても検討していく。

(1) 非常勤嘱託職員の賞与計算における所得税の源泉徴収について(指摘事項)

早川水系発電管理事務所における非常勤職員の給与事務について確認を行ったところ、本来行われるべき所得税の源泉徴収が行われていなかったことが発見された。

・ 内部統制関係

(1) 施設見学や啓発活動における効果的なアンケートの実施について(意見)

早川水系発電管理事務所では、奈良田第一発電所において来訪者に対して発電施設の見学を行っており、また、年1回の「早川山菜まつり」に出展し啓発活動を行っている。見学者に対してアンケートは実施しておらず、所内会議での検討も行われていない。また、啓発活動について、参加者の分析、アンケートの集計分析等は行っていない。所内の回覧等も行っていない。本庁への報告はあるが、所内での会議はない。何れも反省点や改善点を議論しそれを議事録等に残し、施設や啓発活動の改善に役立てるようすべきである。

(2) 自動車使用簿の記載上の不備について(指摘事項)

早川水系発電管理事務所では、職員が公用車を使用する際には自動車使用簿に所定の項目を記載し、次長等の決裁を受けることとされているが、その状況を確認したところ記載事項の誤りや漏れ及び長期間決裁が行われていない状況が散見された。行政財産である公用車の使用については適切な管理がなされるべきであると考えられる。

1 - 4 . 笛吹川水系発電管理事務所

・ 契約関係

非常勤職員の上期賞与に対する源泉徴収については、年末調整において税額の精算を行っていたが、今後は、法令に則り、適切に源泉徴収を行うこととした。

今後は、施設見学や啓発活動等の参加者に対してアンケートを実施し、その結果を集計分析することにより、啓発活動の改善に役立てていく。

今後は、「山梨県企業局自動車管理要領」に則り、適正に管理を行うこととした。

(1) 用材林伐採補償の補償単価について(意見)

用材林伐採補償について、原則として契約日時点の補償単価を適用すべきところ、旧補償単価を適用している事例が見られた。公営企業管理者の通知には価格等の協議が進んでいる場合は旧単価を適用すべきとの記載があるが、補償先への価格提示がされていない場合原則的には新単価を適用すべきである。また、例外的な取扱いを行う場合には交渉の経緯を議事録に明記し、価格協議が進捗しているため旧単価を適用している等の理由を支出負担行為伺い等に記載し、その判断の根拠を明示することが望まれる。

(2) 土地賃貸借契約に関する契約書や確認事項の改善について(意見)

連絡線電柱敷及び支線敷の土地の賃借に当たって、賃貸人に対して事前に確認すべき事項が記載された「確認事項」の文書を作成している。当該確認事項をもとに「土地賃貸借契約書」を作成し契約を締結している。確認事項及び契約書の作成方法や記載内容について次のとおり改善すべき事項が見られた。

契約書及び確認事項と別紙明細書の間には、割印を行うべきである。

確認事項には、賃貸人の承認印が必要と思われる。

賃貸法人が合併している場合には、新たな契約書を作成すべきである。

(3) 藤木スポーツ広場の土地賃貸借料について(意見)

藤木スポーツ広場の土地賃借料はパブル経済末期の平成3年から改定されてい

補償単価の適用は、原則として、契約日を基準としているが、今回のケースでは、おおよその価格を提示していたため、その旨、議事録に記載して、旧補償単価を適用した。

今後は、例外的に旧単価を適用する場合は、交渉の経緯を的確に議事録等に記載し、判断基準の根拠等を支出負担行為伺いに記載することとした。

契約書及び確認書に明細書等の添付書類がある場合は、割印を押印することとした。

賃貸人に確認書の内容確認を受けた上で、両方で承認印を押印することとした。

賃貸人である法人が合併した事例については、合併後の新法人と新たな契約を締結した。

今後は、定期的に地価水準に基づく適正な賃借料と比較し、改定について検討

ないが、地価の下落に伴う賃貸借料の改定協議は、民間においては当然に行われている経済的行為である。山梨県企業局においても現在の地価水準における適正な賃借料について定期的な試算を行い、その改定についても検討すべきであると考えられる。

(4) 警備の委託契約及び複写機サービスの契約等の長期継続契約の締結について(意見)

笛吹川水系発電管理事務所では、条例において長期継続契約の締結が認められている警備委託等の契約について単年度更新の随意契約で行っている。しかし長期継続契約の締結により、事務コストの軽減や契約金額の引き下げといった効果が期待されるため、今後は一定の契約については、長期継続契約締結の選択肢も含めて、その契約内容の検討を行うべきであると思料される。

・固定資産関係

(1) 収益的支出として計上した修繕費の資本的支出としての計上について(意見)

笛吹川水系発電管理事務所において、既存設備等の付属品として支出されたものを収益的支出として処理された事例が見られた。期間損益計算の適正化の観点から資本的支出として計上することも検討すべきと思料される。

を行っていく。

全ての契約について内容を確認し、長期継続契約が可能なものについては、長期継続契約を締結した。

電気事業の資本的支出と収益的支出の区分については、国で定めている電気事業会計規則等に基づき、電気事業固定資産の資本的支出と収益的支出との整理区分要領を定め、取扱い区分を明確化している。具体的には、資産単位物品の取り替えは、資本的支出とし、資産単位物品以外の取り替えは収益的支出とすることとしているため、資産単位物品である設備の一部交換は、収益的支出で適正であると考えられる。

今後は、資産の機能が著しく増進され、又は使用可能期間が著しく延長されたときなど、必要に応じて資本的支出として

(2) 固定資産として計上すべき資本的支出等について(指摘事項)

笛吹川水系発電管理事務所において、既存設備等の付属品として支出されたものを収益的支出として処理された事例が見られた。企業局財務規程等に則った適正な処理をすべきである。

・ 給与・人事関係

(1) 清掃作業人夫賃金の所得税の源泉徴収について(指摘事項)

笛吹川水系発電管理事務所では、藤木スポーツ広場周辺及びトイレの清掃を目的として雇用している人夫に対して賃金を支払っているが、当該賃金に対して行われるべき源泉徴収が行われていなかった。今後は源泉税の徴収及び納税を適正に行うべきである。また、過年度の分についても所轄税務署と協議の上、適切な対応をとるべきであると考えられる。

(2) 非常勤嘱託職員の賞与計算における所得税の源泉徴収について(指摘事項)

笛吹川水系発電管理事務所における非常勤職員の給与事務について確認を行ったところ、本来行われるべき所得税の源泉徴収が行われていなかったことが発見された。

・ 内部統制関係

(1) 施設見学やイベントにおけるアンケート等の実施等について(意見)

笛吹川水系発電管理事務所では、クリーンエネルギーに係る普及啓発を目的として「柚ノ木発電所施設見学」の実施や、甲州市主催の「甲州市およっちょい祭り」への参加を行っているが、施設の見学者や祭りの参加者に対してアンケー

計上することについても検討していく。

既存設備の付属品として支出した指摘の物品については、資産計上した。

今後は、企業局財務規程等に則った適正な処理を行っていく。

今後は、指摘のあった賃金について、適正に源泉徴収を行っていく。また、過年度分については、被雇用者に対し、適切な対応をとるよう指導した。

非常勤職員の上期賞与に対する源泉徴収については、年末調整において税額の精算を行っていたが、今後は、法令に則り、適切に源泉徴収を行うこととした。

今後は、普及活動において、アンケート等を実施し、その結果を活動の改善に活かすこととした。

また、展示室の改善については、検討していく。

トやモニタリング等を実施していない。今後も啓発活動を行っていくに当たってはアンケート等の実施を行い、その結果を活動の改善に活かしていくべきではないかと思料される。また、施設見学の展示室の改善等も検討していくべきである。

(2) 建物の鍵の適切な管理について(意見)

職員全員に発電所建物の鍵が貸与されており、紛失するリスクが高い状況にある。建物等へのアクセス管理について、利便性と防犯上のリスクを比較考量した判断を行うことが望まれる。

災害時の被害を最小限にとどめることができるよう技術職員全員に鍵を貸与していたが、紛失するリスクの低減を図るため、利便性と防犯上のリスクを比較考量し、鍵の貸与の対象者は必要最小限とした。

2. 温泉事業

. 契約関係

(1) 沈砂槽・貯湯槽点検清掃委託の落札結果について(意見)

沈砂槽・貯湯槽点検清掃委託契約の落札業者をみると、指名5社のうち4社が順次に落札している。予定価格を下回っているとはいえ、不自然さは否めないもので、指名業者の差替、若しくは拡大を図ることが望ましい。

山梨県建設工事等指名選定要領に則り、5社で指名競争入札を行っていたが、同要領第2条に規定されている「指名数を5割まで増やすことができるものとする。」を適用し、本業務においては、指名業者を7社に拡大した。

(2) 足湯施設からの使用料の徴収等について(指摘事項)

温泉事業では主として旧石和町内において温泉の給湯事業を行っている。管理事務所の存する笛吹市においても足湯施設3ヵ所に対して給湯を行っており、給湯使用料を徴収している。このうち石和温泉駅前及び小林公園内の足湯施設については条例どおりの使用料を徴収しているが、管理事務所に隣接する施設(石和温泉足湯広場)については基本料のみの徴収であり、超過料金(5年間で推計587

温泉郷の活性化を目的とした石和温泉足湯広場については、基本料金のみを徴収しているが、今後、過去の経緯を踏まえ、対応を検討していく。

万円)の減免を行っている。条例に従った使用料を徴収すべきである。尚、あえて減免が必要と認められるのならば規定等を設けて明確化すべきである。

(3) 分湯栓点検清掃委託の点検による判定の平準化等について(意見)
分湯栓点検清掃委託において、下記の問題点が見受けられる。

分湯栓点検の結果報告によると、委託業者により異常箇所の指摘にバラつきが見られる。異常箇所の判定は業者の主観に依存しているためであり、仕様書の明確化や点検マニュアルを設けるなど、検査判定の平準化を図るべきである。

異常箇所の報告を受けた後に管理事務所側で現地確認を行っているが、その後の処理の経過報告書等が作成されていない。対応状況の記録を保存することが必要である。

(4) 温泉使用料の未収金の適切な管理について(指摘事項)

温泉使用料の未収入金について、発生日の古い債権が12,211千円滞留している。適切な管理がされていないため、このうち消滅時効の対象となっている債権が10,482千円ある。債権の消滅時効の中断を行うため、契約相手先に一部支払をさせることや債権の存在確認等の手続を行う必要がある。

(5) 規程に従った契約解除の実施等について(指摘事項)

現状では使用料の徴収に関して、規程に従った契約解除が行われていない。規程に基づかない契約解除を行うのならば、契約解除時期について明確にルール化を行う必要がある。また、延滞債権については、条例に従った延滞金を徴収す

分湯栓の点検における異常箇所の判定については、仕様書に具体的な判定基準を記載し、検査判定の平準化を図った。

異常の報告を受けた場合の対応については、記録として、保存することとした。

消息が確認できた全債権者を訪ね、債務の承認を求めるなどの折衝を行った。

未収入金の適切な管理のため、今後も継続して消滅時効中断などの手続を進めていく。

規程では、給湯停止後3ヶ月経過した時点で、契約を解除することができることとなっており、滞納者の状況、納付の見込み等を考慮して対応しているため、規程に従った対応を行っている。

また、延滞金については、条例に従い、

べきである。

・ 固定資産・棚卸資産関係

(1) 固定資産の廃棄処分に至るまでの
決裁内容の記録について (指摘事項)

固定資産の除却は、山梨県企業局財務
規程第 79 条に規定された不要品の処分
にもとづき処理される。固定資産の用途
の廃止、売却の検討、廃棄処分手続等除
却に至るまでの一連の手続きにあたっ
て、所定の決裁を受けることが必要であ
る。しかし、同条に規定された振替伝票
の発行手続を除き、これらの決裁が書面
に残されていない。これらの各段階にお
いて決裁を受けた内容を書面に残す必要
がある。

(2) 重油の貯蔵品計上について (指摘
事項)

重油約 10kl (約 1 百万円) を保管して
いるものの、たな卸資産 (貯蔵品) とし
て計上していない。

(3) 簿外となっている印紙及び切手に
ついて (指摘事項)

温泉管理事務所の金庫内の実査を行っ
たところ、受払簿に記載のない 62 円切手
1 枚と 200 円の印紙 1 枚が発見された。
切手等は容易に換価可能な現金同等物で
あり、今後は金庫内についても定期的に
点検を行い、より一層の厳格な管理を
行っていくべきである。

(4) 事務所建替設計委託費用の会計処
理について (指摘事項)

温泉事業会計において、1 つの資産と
して会計処理すべき設計費用と建物本体
の工事費用が、別々に資産登録されてい
る。また、両者の耐用年数が一致してい
ない。

徴収することとした。

今後は、固定資産を除却する際には、
用途廃止、売却の検討、廃棄処分の各段
階で決裁を受け書面に残すこととし、財
務規程に則り、適正な処理を行っていく。

保管していた重油は、たな卸資産とし
て計上した。

調査したところ、当該切手及び印紙の
所有者が判明したため、返還を行った。
今後は、金庫内を定期的に点検し、よ
り一層厳格な管理を行っていく。

設計費用と建物本体を 1 つの資産とし
て再登録し、耐用年数を統一した。

(5) 配湯管の耐用年数の合理的な決定について (指摘事項)

配湯管の耐用年数は、水道用等の配水管の耐用年数に準じて決定されており、平成 14 年度より前に取得されたものは 25 年、平成 14 年度以降に取得されたものは 40 年が選択されている。単に取得時期によって耐用年数が異なるということは配湯管の経済的使用可能期間を適切に反映する耐用年数であるかどうかについて疑念が残る。合理的な耐用年数を決定すべきである。

・ 給与・人事関係

(1) 非常勤職員等の給与事務誤りについて (指摘事項)

温泉管理事務所における非常勤職員等の給与事務について確認を行ったところ、雇用契約期間が 2 ヶ月を超える者に対する源泉徴収税額表丙欄の適用という誤った処理を行っていた。

・ 内部統制関係

(1) 給湯規程に規定された帳票の作成について (指摘事項)

山梨県営石和温泉給湯規程では作成し、備え置くべき各種の帳票を規定している。このうち給湯台帳及び源泉台帳については、表計算ソフトによる類似した帳票は作成されているが、規定された様式の帳票が作成されていない。原則として規定された様式に基づく帳票を作成し、これに基づき管理すべきである。また、これらの様式が管理の実態と合っていないならば、様式の変更を検討すべきである。

(2) 平成 22 年度の消費税課税処理の錯誤について (指摘事項)

法令を確認したところ、平成 14 年度より前に取得したものについても、耐用年数を 40 年にすることが必要と判明したため、40 年に統一することとした。

今後は、乙欄を用いて源泉徴収を行うこととした。

今後は、規程に則り、適切な帳票を作成することとした。

国道及び市道の舗装本復旧工事に関して、市との協定により市の負担分を受領している。消費税の申告上、負担金を特定収入としているが、工事の実費にかかる負担金なので課税売上として処理すべきであった。

3. 地域振興事業

. 経営計画・修繕計画関係

(1) 長期修繕計画の作成について(意見)

地域振興事業会計においては修繕計画が策定されていない。今後の事業のあり方が検討されているが、現在の経営状況、返済を要する借入金残高、老朽化した施設の現状等を考えると、むしろ約 62 億円の他会計借入金を返済するまでの期間と同様の長期修繕計画の策定が必要である。

(2) より精緻な経営計画の策定について(意見)

地域振興事業会計では、電気事業会計から長期の借入をしているが、償還期間の変更等契約が度々変更されている。企業局内の他会計間の賃借であり、契約当事者が同一であることから、安易に契約の変更が行われているものとの印象を受ける。より精緻な収支計画を作成し、これに基づく契約を締結すべきである。また、現在作成されている収支見込が契約内容に適切に反映されていない。さらに、償還期間が長期にわたることから、今後予測される大規模修繕を収支計画に反映すべきである。

(3) 長期借入金の計画的な返済について(意見)

電気事業会計から借り入れている地域振興事業会計の長期借入金は平成 22 年

課税売上として、消費税の修正申告を行った。

「地域振興事業(丘の公園)あり方検討委員会」の提言に基づき作成した経営改善策では、当面は緊急性の高い修繕を実施することに留め、次期指定期間中に損益勘定留保資金残高の推移を予測する中で、施設更新・改修計画を策定することとしている。

長期借入金については、平成 20 年度に改訂した経営健全化計画により償還を行っている。しかし、指定管理者からの納入金を平成 21 年度から減額しているため、償還計画をやむを得ず変更したところである。次期指定期間においては、大規模修繕の必要はないが、今後はそうした点を考慮した収支計画を検討していく。

平成 26 年度からの新たな指定管理期間においては、安定した納入金の確保に

度末 6,216 百万円であるが、現状の返済期間は 75 年となっている。長期借入金償還計画が非常に長期に渡っており、また、平成 22 年度の償還額では完済には 155 年を要することから、返済の目処に疑念が生じるため、着実かつ早期に返済が図られるよう努められたい。

・ 内部統制関係

(1) 指定管理者の経営及び財務状況のチェックについて (意見)

丘の公園の管理及び運営については、指定管理者制度を導入している。現在の指定管理者には選定時のプロポーザル内容と異なる経営や粉飾決算、役員による資金の流用等財務的な問題点が見られた。指定管理業務は指定管理者の経営状態や財務的な基礎を前提として行われることから、企業局は運営面のみならずこれらの面からも指定管理者を適切に指導すべきである。

(2) 指定管理者の提出した事業計画と実績とのチェックについて (意見)

丘の公園の管理及び運営について、指定管理者に対し事業計画書を事前に、事業報告書を年度終了後提出させている。しかし、事業計画書と事業報告書との収支状況や損益状況の対比及びその分析は行われていない。これらに基づき改善点の協議や指導を行うことは必要と思料される。

(3) 丘の公園各事業別の収支及び損益状況の把握について (意見)

丘の公園の管理及び運営において、指定管理者が提出した事業報告書等をもとに、企業局では指定管理者の事業ごとの損益計算書を作成している。これは指定管理者の行う事業の損益状況であり、企

より、借入金の着実かつ早期の返済が図られるよう努めていきたい。

指定管理者による管理運営状況については、毎年度モニタリング調査や現地調査を行い、詳細にチェックしている。なお、新たに指定管理者の選定を行った場合には、選定時のプロポーザル内容が実施されているか適切に確認、指導を行うこととした。

事業計画書との収支状況や損益状況の対比及びその分析を行えるよう事業報告の記載方法について指定管理者へ指導を行うとともに、その内容を分析し、必要に応じて協議や指導を行うこととした。

今後、企業局の事業別損益計算書を作成することとした。

業局としての事業ごと（ゴルフ場事業、レジャー事業、レストラン事業）の損益は表示していない。企業局として地域振興事業内の事業別の損益がどのような状況であるか把握し、その採算性を分析することは必要であり、今後の事業のあり方を検討する際には不可欠と思料される。

・固定資産関係

（１）資本的支出の会計処理及び償却に関する耐用年数取扱通達（国税庁通達）の適用の検討について（意見）

地域振興事業の資本的支出の会計処理及び償却に関し、実務上は耐用年数の適用等に関する取扱通達（国税庁の法人税基本通達や耐用年数の適用に関する取り扱い通達）を考慮した処理がなされていることから、財務規程が別に定める運用基準においても、上記取扱通達の適用を認める等実務に応じた見直しをすべきである。

（２）丘の公園ゴルフ場に関する委託費の会計処理について（指摘事項）

丘の公園ゴルフ場で平成22年度に実施された暗渠排水工事を委託費として支出している。しかし、当該工事は資産の新設にあたるため資本的支出であり、収益的支出である委託費として支出することは適切ではない。資本的支出である改良費として支出するべきであった。

（３）ゴルフ場のコース関係支出における会計科目の設置検討について（意見）

清里丘の公園ゴルフ場のコース関係支出は構築物に区分されているが、非償却資産となっている。一方、構築物は企業局財務規程上、償却資産とされているため矛盾している。従って、非償却資産で

地方公営企業法施行規則では、資本的支出の会計処理及び償却に関し、同規則に掲げられていないものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令によることとされおり、その解釈を示した取扱通達も適用することとなるため、財務規程の見直しの必要はないと考える。

資本的支出に修正するため、構築物として固定資産登録を行った。

コース勘定は、特殊な勘定であり、財務会計システムの大規模な改修が必要であるため、対応は難しいと考える。なお、構築物でも非償却資産として取り扱えるよう財務規程を改正し、整合性を図った。

あるコース関係支出については、別途「コース勘定」などの会計科目を設けて区分することを検討すべきである。

(4) 工事関係支出予算科目の選択について(指摘事項)

平成22年度の工事関係支出の予算科目選択において、契約事務手続きの違いにより、委託費、修繕費などの選択をしている。委託費を選択した理由として、丘の公園の指定管理者に工事を委託したことを挙げているが、工事を依頼した業者によって予算科目が異なることは適切でない。

(5) 丘の公園ゴルフコース芝生修繕の契約について(指摘事項)

平成22年度8月の丘の公園ゴルフコースの芝生修繕工事は、単独随意契約として行なわれた。当該契約はその内容から勘案して規定に従い競争入札とすることが妥当であったと判断される。また、設計額と見積額が細部にわたって同額であったことから、当初より単独随意契約とすることは決定されており、単独随意契約とした理由書についてはそれを事後的に補完するために作成したのではないかとの疑念を受ける恐れがある。単独随意契約は、特定業者との癒着等の危険性が高い。そのためその運用に当たっては慎重な配慮が求められる。

今後は、工事業者に直接工事を発注し、修繕費で執行することとした。

芝生の張替作業は、気候や芝生の性質上、適切な時期に実施しなければ根が付かないため、夏場までの利用者の多い時期に実施しなければならないが、営業を続けながら作業を行うため、コースの利用状況を確認しながら、安全を確保し、作業を効率的かつ迅速に行う必要がある。

また、コース管理事業者と張り替え作業を行う事業者を別とした場合、後に芝枯れが発生した場合の責任の所在が不明確になる恐れがある。

これらの理由により、コース管理を受託し、状況を熟知している事業者と契約することが適当であることから、その性質が競争入札には適さないと考え、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、単独随意契約とした。

設計額と見積額が同額であった理由は、公表されている県の設計単価や一般的に使用されている資材単価を使用していること及び端数処理によるものである。

(6) 固定資産データの移行誤りについて(指摘事項)

固定資産システムの移行に際して、データ移行に誤りがある資産が散見された。すべての固定資産データが適切に移行されているかどうかについて検証を行い、不適切なデータについてすべて修正を行うことが必要である。

・ 指定管理者の事業報告関係

(1) 自主事業分の指定管理事業の収入及び費用からの除外について(指摘事項)

指定管理者が購入した建物 2 棟のうち、1 棟は指定管理者が主催するイベント参加者の宿泊施設として使用している。指定管理者の事業報告に当たって、その収入及び費用を指定管理事業に含めているが、当該宿泊施設の使用は指定管理者の自主事業に当たるので、指定管理事業より除外して指定管理事業の報告を受けるべきである。

(2) 指定管理者が提出する事業報告書の改善について(意見)

丘の公園の指定管理者は、企業局に対して決算終了後に事業報告書の提出を行っているが、現在の様式では指定管理事業のみの決算数値が分かる資料は含まれておらず、その算出は企業局が独自に行っている。本来的にはそのような作業は報告者たる指定管理者が行うべきであると判断され、今後は自身の責任において指定管理事業のみの決算数値を算出させ、それを報告資料として添付すること

今後も、一般的な取引で利用される単価等を利用し、適正な予定価格の算定に努めていく。

固定資産システムの全データを再確認し、誤りのあったデータについては、修正を行った。

該当する建物について、指定管理事業の収入及び費用から除外し、指定管理事業の報告を受けることとした。

指定管理事業のみの決算数値を資料として添付した事業報告書により、報告を受けることとした。

を求めるべきである。

(3) 法人全体に係る共通経費の適切な按分基準の設定について(指摘事項)

丘の公園の指定管理者は、企業局より指定管理を受けている事業の他、自主事業を行っているが、共通管理部門である総務部門において発生した経費については、その全てが指定管理事業の経費とされ、前述の自主事業に対しての配賦は行われていなかった。指定管理事業の正確な損益の把握は指定管理料の積算や、企業局への納入金の算定に非常に重要であり、今後は、指定管理者に対して、共通経費について自主事業に対しても適切に配賦を行うように、指導を行っていくべきである。

(4) 企業局への納入金引き下げ協議のために支出した費用について(指摘事項)

丘の公園の指定管理者は、平成21年度に山梨県企業局と納入金引き下げを目的として協議を行ったが、その際に不動産鑑定士等に支払った費用3,592,325 円の全額について指定管理事業の経費として計上していた。このような費用は性質上、指定管理事業の経費とすることは妥当ではないと考えられる。指定管理事業の経費には当該事業を運営する費用のみを計上するべきであり、企業局は指定管理者に対して、再度指導を行う必要があると思料される。

・丘の公園の管理運営関係

(1) ゴルフ場利用税の徴収漏れについて(意見)

丘の公園ゴルフ場において、ゴルフ場利用税の非課税の対象となる利用者の住所の記載がメンバーカードや一覧表にないため、ゴルフ場利用税の非課税要件を

指定管理者に対し、指定管理事業と自主事業の共通経費について適切に配賦するよう指導を行った。

指定管理者に対し、指定管理事業の経費には当該事業を運営する費用のみを計上するよう指導を行った。

指定管理者に対し、免税の取り扱いについては、適正に運用するよう指導を行った。

なお、コンプライアンス遵守の規定に

満たしていない事例が見られた。また、従業員の利用は2回まで免税との誤解があり、2回以内の利用を免税扱いとして、ゴルフ場利用税を徴収していない。丘の公園は県の施設であり、ゴルフ場利用税は県税であることから、徴収に当たっては一層の適正な運営を心がけるべきであり、コンプライアンス遵守の規定を協定書等に記載すべきである。

(2) 丘の公園ゴルフコース内における車両番号のない車両の使用について(指摘事項)

丘の公園ゴルフコース内では、車両番号(車両プレート)のない車両16台を作業用の車両として使用している。企業局は、これらの車両について自動車検査証を返納の後に指定管理者へ無償譲渡している。管理する立場の企業局は、公道ではない場所とはいえ車両番号のない車両の使用を認めるべきではないと判断される。指定管理者に車両番号を再取得することを促し、指導すべきである。

(3) 使用不能となった芝刈り機の廃棄処分について(指摘事項)

丘の公園の倉庫に、使用不能となった企業局所有の芝刈り機14台が保管されたままとなっている。これらの資産の廃棄処分の責任及びその費用は、所有者である企業局が担うこととなる。企業局は、山梨県企業局財務規程に定められる不用品の処分に従い、廃棄処分の手続きを速やかに進めるべきである。

(4) 固定資産の管理について(指摘事項)

固定資産は、「丘の公園の管理に関する協定書」第5条により指定管理者が使用しているが、下記の問題点が見受けられ

については、善管注意義務として協定書に規定している。

公道ではない場所で利用されているため、法令等には違反していないが、継続して使用する車両については、車両番号を再取得するよう指導を行った。

財務規程に則り、廃棄処分の手続きを進めていく。

る。

企業局が行った固定資産の实地たな卸について、資産を個別に突合したとされる書類及び財務規程に規定された「たな卸明細表」が保管されていない。

固定資産に管理シールが付されていない、あるいは、旧資産番号が付されている。

(5) 丘の公園利用者に付保する損害保険等内容の明記について(意見)

指定管理者は丘の公園の利用者に対して、損害保険を付保している。指定管理者の付保について、企業局は具体的な指示を出していない。丘の公園の管理及び運営を指定管理者に委託しているとはいえ、企業局が所有する設備であることから、指定管理者に対して最低限の内容を指示すべきと思われる。

・その他

(1) 販売用のクオカードに関する経理等について(指摘事項)

地域振興事業における販売用のクオカードに関して、下記の問題が見受けられた。

平成22年度末に2,256枚の在庫がある。簿外となっているので、棚卸資産に計上し、毎年度、販売した枚数分を原価に振り替える必要がある。

販売総額から販売手数料を控除した純額表示で収益計上しているが、総額表示に改める必要がある。

販売を委託している山梨県立美術館協力会から、在庫を証明した書面等がないので入手し、保管することが必要である。

テーマ2 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計に係る事務の執行及び事業

財務規程に則り、固定資産の实地照合を行うこととした。

管理シールが付されていない固定資産等については、新資産番号の管理シールを付して管理することとした。

損害保険の付保については、平成26年度以降の次期指定管理者との協定書において明記する。

在庫について、棚卸資産に計上を行った。

販売総額にかかる会計処理や在庫を証明する書面の報告・保管についても適切に対応した。

の管理について

1. 資金貸付を主たる事業内容とする特別会計全般

(1) 余剰な資金の一般会計への繰出の検討について(意見)

監査の対象となった5つの特別会計について、平成21年度から平成23年度までの過去3年間の貸付実績等を検討した。結果として、平成23年度末に、市町村振興資金特別会計及び中小企業近代化資金特別会計が保有する剰余金は過大であると思料される。より積極的な貸付等を行うか、又は資金収支の状況を精査し、余剰な資金を一般会計へ繰出すことも検討すべきである。

(2) 外部機関を通じた貸付や専門部署を設けた債権管理や回収等の集中的な管理について(意見)

効率的な貸付やリスク軽減のため、外部機関を通じた間接的な融資制度への転換が進む中で、高度化資金は未だに直貸を行っており、平成24年9月に山梨県高度化資金改善策検討プロジェクトチームから出された報告書においても、直貸を継続する前提となっている。

可能な限り間接的な融資制度への移行を行うべきである。

また、過去の直接貸付残債については、償還の管理のみが必要となることから、各担当する所管において管理するのではなく、県庁内に回収管理の専門部署を設けて、集中的に管理することによって、

市町村振興資金特別会計については、今後の貸付資金需要の見通しが明確でないことから、当面は平成23年度末と同程度の剰余金を維持することとし、剰余金がそれ以上に過大とならないよう、単年度剰余金が発生した場合には、原則として一般会計へ繰出すよう改善した。

中小企業近代化資金特別会計については、当面、新たな貸付予定はないが、小規模企業者等設備導入資金については、実施主体(やまなし産業支援機構)への貸付金が回収不能となった場合、国に返済する必要が生ずることから、ある程度の繰越金を確保していく必要があるが、現状の資金需要等を勘案し、一般会計への繰出しを検討していく。

高度化資金は、都道府県が窓口となり、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が協調して貸付けを行うことを特徴としている。

したがって、当該制度の範囲内で、適切なリスク管理が図られるよう、貸付限度額の設定等を行うとともに、貸付限度額を超える大規模貸付については、中小機構が貸付を行う方式への制度改正を中小機構に要望している。

県では、全庁的な共通認識のもとに適正かつ確実な債権管理を図るため、債権回収対策について基本事項を定めた「山梨県滞納債権処理方針」を平成23年3月に

より効率的な債権管理を行うべきである。

策定し、平成24年3月には、県の債権の発生から回収までの各段階における基本的事項を示した「山梨県債権回収及び処理マニュアル」を制定した。

また、関係課で構成する債権管理検討委員会と具体的な対策を検討するワーキンググループを庁内に設置し、全庁的な連携のもと債権管理を行うとともに、税や法令部門等で構成する山梨県債権管理・回収グループによる専門的な支援体制を構築している。

平成24年度には、あらゆる手段を尽くしても回収の見込みのない債権について、「税外収入未収金に係る債権放棄の判断基準」を策定し、議会の議決を経て権利の放棄を行うなど課題の解決に向けた取り組みを進めている。

今後は、これらの債権管理における支援体制について定着を図るとともに、効果を検証し継続的な取り組みを推進していく。

(3) 延滞違約金の発生ベースでの収入計上について(意見)

償還金等を支払期日までに支払わなかった場合には支払当日までの日数による違約金を徴収するが、現状では、違約金は各支払期日に支払うべき延滞元金が完済された場合にのみ計上している。各年度末では、発生ベースで計上することは可能であるので、支払期日ごとに支払うべき延滞元金が完済されていなくても、発生ベースで収入計上すべきである。

歳入とは、財政法第2条第4項に「一会計年度における一切の収入」と規定しており、地方公共団体における歳入の会計年度については、地方自治法施行令第142条第1項第2号により「随時の収入で、納入通知書又は納税の告知に関する文書を発するものは、当該通知書等を発した日の属する年度」と規定している。

従って、延滞違約金については、延滞元金の収納をもって確定し、納入通知書を発付するため、発付した日の属する年度に計上することとなる。

また、国の債権の管理等に関する法律施行令において、帳簿への記載又は記録を行うべき時期の特例として、延滞金に係る債権については、当該延滞金を附す

2. 中小企業近代化資金特別会計

(1) 高度化資金の制度運営について(意見)

山梨県中小企業高度化資金第三者委員会報告書等を受け、平成24年9月に改善策検討プロジェクトチーム報告書が作成された。

貸付に関する改善策については、県議会への十分な情報提供を望むとともに、外部の専門家の継続的な関与を検討されたい。債権保全に関する改善策については、直貸を前提とした民間金融機関を巻き込んだモニタリング強化が挙げられているが、回収については、報告書にあるように債権回収会社等に委託するべきである。滞留債権の処理については、支援対象と回収処理対象の貸付先の判断を明確にし、処理の先送りがないようにすること等の事項に十分留意し進め、既存の貸付金については回収に努め、新規の貸出しについては貸出方法も含め慎重な対応が必要である。

(2) 償還猶予債権の管理について(意見)

平成24年9月末日現在の高度化資金貸付残債のうち、償還猶予を受けているのは6団体、総額は28億6,200万円余、延滞債権扱いとなっているのは1団体1,600万円余である。これらは平成24年9月県議会で、債権譲渡の対象となった貸付債権以外の残債である。償還猶予債権は不良

ることとなっている債権が履行期限の定のあるものである場合には、当該履行期限が経過したとき、当該債権が損害賠償金又は不当利得による返還金に係るものである場合には、当該賠償又は返還の請求をするときとしていることから、国の規定に準じた事務処理を行っていく。

プロジェクトチームが取りまとめた改善策を受け、「山梨県中小企業高度化資金貸付規則」等関係規程について、平成25年3月に一部改正を行うとともに、既存の貸付については、平成25年7月から、全ての貸付先の債権管理、回収業務を債権管理回収会社へ委託し、貸付先の経営状況の把握、債権保全措置の強化等、専門的かつ効率的な債権管理の実施を図り、適時適切な経営支援を行っていく。

また、新規の貸付けについては、貸付限度額を設定するとともに、県議会への説明、貸付審査会の拡充等により審査の強化を図ることとした。

償還猶予債権については、債権管理回収会社への委託により、従前にも増して厳格な管理を行っていく。

延滞債権1件1,600万円余については、担保物件の競売により回収した。

債権とは区分されていないが、より厳格な管理を行い、回収が実現するよう十分な管理が必要である。

なお、延滞債権の1件1,600万円余については、早期の回収に努められたい。

(3) 倒産組合員等猶予制度による償還猶予債権の回収について(意見)

組合員の一部が倒産した貸付先で、倒産組合員等猶予制度により最終償還期限までの償還猶予が認められ、現在は据置となっているものがある。

この残債については、償還猶予経過後に残る組合員が返済することになっているが、償還猶予期間中の利息も含めれば多額であり経営上多大な負担である。

償還猶予経過後の回収が実現するよう、猶予中の債務者及び連帯保証人の動向を逐一把握するとともに、期限後の回収につき十分留意されたい。

(4) 財務諸表監査の義務付け等のさらなる検討について(意見)

プロジェクトチーム報告書には高度化資金貸付制度に関する様々な改善案が提示されたが、さらに、次のような事項を検討することも必要と思われる。

ア 再生支援先の要件として、過去に不正行為がなかったかを判断項目とすべきである。

イ 貸付先の財務的な基礎の検証をするためにも、公認会計士・税理士等を経営支援のメニューに加えるべきである。

ウ 一定額以上の貸付残高を有する貸付先については、公認会計士等の財務諸表監査を求めるべきである。

(5) 弁護士への確認に対する対応について(意見)

高度化資金は貸付対象者が主として組

倒産組合員等猶予制度は、債務承継した組合が債務者となり、当初の最終償還期限まで償還猶予を受けるものであることから、償還猶予中においても、組合及び組合の償還原資を担う各組合員の経営状況の把握に努め、償還猶予期間経過後の回収に十分留意していく。

平成25年7月から、全ての貸付先の債権管理業務を債権管理回収会社へ委託した。

これにより、適正な財務諸表が作成されているか否か等についても、受託会社の中小企業診断士等による検証、分析が期待される所であり、専門的かつ効率的な債権管理の実施を図っていく。

従来から、法的判断が必要な場合には、

合であり、複数の組合員で構成されているため、一般的な貸付債権に比べ管理が複雑であるとともに、時効中断などの手続きも単純でないことから、法的な判断を仰がなければならない場面が多くある。

これまでも、担当課が弁護士にその都度、確認を行ってきたが、メモでの引継では弁護士の説明趣旨が伝わらない危惧がある。継続的に弁護士の参加を求めるとともに、確認事項も書面でやり取りし、担当者変更にもスムーズに対応できるようにしておくべきである。

(6) 担保物件の損害保険の質権設定について(指摘事項)

高度化資金に関する債務引受契約において、債務引受者は残存債務に相当する金額以上の損害保険契約を建物に付し、当該損害保険証券を県に差入しなければならないが、試査を行った4件のうち1件の証券が差入されていなかった。至急、証券を入手し質権設定を行うべきである。また、差入されている保険証券3件のうち2件の質権設定契約に空白期間が生じている。空白期間が生じないように手続きすべきである。

(7) 債権譲渡入札の予定価格について(意見)

高度化資金貸付債権の譲渡入札は、平成23年度に不調となった入札1回、落札後仮契約を締結したものの契約解除となった入札1回、平成24年度に1回の計3回の入札が実施されている。

入札の際には予定価格調書が作成されているが、第2回入札の予定価格算出過程に根拠不足が見られた。この入札は、契約解除により不履行となったものの、予定価格の積算は最低落札価格を決定する

県顧問弁護士に見解を求め、回答内容を口頭受理の方法により書面に残すこととしてきた。

今後も、弁護士からの聞き取り内容に間違いがないように十分留意するとともに、担当者変更の際も正確かつ遺漏のないよう引継を行っていく。

なお、貸付金管理審査会委員に弁護士等を加えることができることとし、より適正な債権管理に努めることとした。

保険証券の差入れがなかった1件については、債務者に差入れを求め質権設定を行った。

また、質権設定に空白期間が生じないように、債務者及び保険会社に余裕をもって保険更新を行うよう依頼するとともに、更新手続きに遺漏のないよう管理を強化していく。

当該債権譲渡入札は、全国初の公的債権の債権譲渡であり、前例がなく予定価格積算に困難を極めたが、近隣の競売による減価を参考に積算した。

平成24年度に実施した債権譲渡入札においては、対象とした担保物件が競落されたことから、積算根拠をより明確として債権譲渡入札を行った。

重要な資料であることから、積算根拠を明確にすることが必要である。

(8) 設備近代化資金貸付金の回収管理の徹底を図る方法の検討について(意見)

設備近代化資金貸付金は、平成 11 年度まで県が直接貸付けし回収管理を行っていたが、回収管理に関するマニュアルが活かされておらず、管理が不十分な状況となっている。特に時効管理等は法的処理が必要にもかかわらず、十分な情報収集や引継ぎがなされず、管理に継続性がない。改めて、回収管理の徹底を図る方法を検討すべきである。

(9) 設備近代化資金の長期延滞債権の未処理について(指摘事項)

設備近代化資金の長期延滞債権については、平成 14 年度の包括外部監査でも処理を進めるよう指摘されたにもかかわらず未処理のまま残っている債権がある。管理コストと回収可能性を比較衡量し、回収不能と判断される債権については放置せず、不納欠損処理等検討すべきである。

(10) 設備近代化資金における違約金不徴収の判断指針の作成について(意見)

山梨県中小企業近代化資金貸付規則では、知事が特に必要と認めた場合に違約金を不徴収とする取扱がなされている。しかしながら、どのような場合に、「知事が必要と認める」かの判断となる指針がないため、その都度の判断となり、公平性に欠ける恐れがある。不徴収とする判断指針を作成しておくことが必要である。

(11) 設備近代化資金における不納欠損の原因分析と時効援用者への厳格な措

県が有する債権については、「山梨県滞納債権処理方針」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」による取り組みを進め、過年度を含めた滞納の縮減を図ることとしており、同方針等に基づき継続的で適切な債権管理を徹底していく。

「山梨県滞納債権処理方針」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に基づき、回収見込みのない債権については、不納欠損処理等を進めていく。

なお、平成24年度末に1件3,416千円の不納欠損処理を行った。

違約金の不徴収に係る規定は、償還が著しく困難と認められる場合に限り例外的に適用されるものであることから、個々の事情を十分に斟酌するとともに、過去の事案とも比較衡量するなかで慎重な判断を行っていく。

置の検討について（意見）

平成 14 年度の包括外部監査以降、不納欠損処理を行った 2 件は、いずれも時効援用によるものだが、時効援用に至った原因を分析し時効にならない手続に努めるとともに、時効援用者が安易に出ないよう、厳格な措置も検討すべきである。

（ 1 2 ）「中小企業金融のしおり」への記載事項について（指摘事項）

当該冊子に小規模貸付に関する特認貸付の記載がなく、利用者に誤解を招く恐れがある。

（ 1 3 ）国補制度の存続に向けた取組み等について（意見）

国補制度について、国は制度廃止を検討しているが、制度存続に向けて国に対して更なる積極的な提言等を行うことが望まれる。仮に、制度が廃止になった場合は、県単独制度の存続も検討されたい。

（ 1 4 ）設備資金貸付制度の積極的な利用に向けた取組みについて（意見）

設備資金貸付制度の利用が自己資金要件により低調となっている。制度の趣旨を鑑みるとその要件等については再検討の余地があるため、国に対して制度改正の働きかけを行うことが望まれる。

（ 1 5 ）公益財団法人やまなし産業支援機構（以下「支援機構」）の実績報告につ

時効が迫っている場合には、「山梨県滞納債権処理方針」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に基づき、法令に定める時効中断の手続を行い、時効援用者が安易に出ないよう、適切な債権管理に努めていく。

平成 25 年 4 月版「中小企業金融のしおり」から、特認貸付の記載を追加した。

国補制度存続に向けて、知事から経済産業大臣あてに要望書の提出等を行ったが、廃止法案が、平成 25 年 6 月に国会で可決され、平成 26 年度末での制度廃止が決定となった。

現在、「中小企業庁及び都道府県等中小企業支援センター協議会」にて代替策の検討を行っているところであり、同会による代替策検討の推移を見守りつつ、県単制度の在り方など対応策を検討していく。

設備資金貸付制度を含めた国補制度は、平成 26 年度末での廃止が決定しており、制度改正の働きかけは難しいと判断される。

しかし、同制度が積極的に利用されるよう、広報誌への掲載など制度の周知に努めていく。

いて（指摘事項）

平成 23 年度中に貸付決定が行われていたものの、設備の設置が平成 24 年度になってから行われた事案が、平成 23 年度実績として報告されていた。年度区分に注意されたい。

（ 1 6 ） 支援機構に留保されている資金の活用について（意見）

貸付資金のうち 50%を民間金融機関から調達しているが、自己資金が留保されており、効率的な資金運用の観点から自己資金を貸付金の原資として使用すべきである。

（ 1 7 ） 支援機構との損失補償契約書の内容について（指摘事項）

県と支援機構との間で取り交わされた損失補償契約書が実際の運用と相違しているため、内容を吟味し契約書を見直すべきである。

（ 1 8 ） 設備資金貸付事業に係る貸付診断業務の運用について（指摘事項）

平成 23 年度、設備資金貸付制度を利用した 19 社のうち、中小企業診断士による診断が行なわれたのは 1 社にすぎなかったが、その効果を最大限活かすためにも、診断を必要とするケースを明確化すべきである。

（ 1 9 ） 設備資金貸付事業に係る事務費

当該実績報告については、既に支援機構から県への変更報告により是正済みである。

また、実績の管理を行う「実績企業一覧表」に「設置検収日」、「機械代金支払日」等を表示し年度区分の精査が行えるよう支援機構のシステムを改善した。

支援機構の年度末の預金残高は、翌年度当初の県への借入金の返済資金、機械購入や貸付の資金を確保しているため一時的に多額となるものであり、長期の貸付資金として活用できる資金的な余裕は少ない。

今後、支援機構の資金繰りに余裕が生じた場合は、自己資金を貸付金の原資として使用し、これにより削減された経費を利用者に還元するよう、県から支援機構を積極的に指導していきたい。

支援機構と協議を行い、契約書の見直しを行った。

従来から貸付申請のあった全件ではなく、必要なもののみ診断を行ってきたところであるが、今後、財務上での返済能力に疑義があるときや、新規での貸付申込みの場合など、診断を必要とするケースを明確化し、運用することとした。

補助金について（意見）

当該事業に係る事務経費として充足できる金額ではないと思われ、その算定方法について県及び支援機構の双方において検討が必要である。また、同事業の利用実績を向上させるため、貸付実績額を算定に反映させる方法で支援機構にインセンティブを与えることも、検討に値すると思われる。

（20）支援機構の債権分類について（指摘事項）

貸付債権の分類を行っているが、支援機構独自の規定を設けていないため、明確な規定に基づいて債務者区分を適正に行い、債務者の状況に応じた債権管理を行っていくことが必要である。

（21）支援機構における延滞債権発生後の債権回収手続きについて（意見）

回収業務を合理化し、回収漏れのないようにするためにもマニュアルを作成し、業務の標準化を行う必要がある。

（22）支援機構における違約金等の徴収及び減免について（意見）

規定上、違約金及び遅延損害金を徴収

設備資金貸付事業に係る事務費補助金は、支援機構が同事業を行う際に、必要な事務費に対して、貸与事業を含めた全体の実績件数に対する設備資金貸付事業の実績件数按分により補助金を算定している。このことについて、支援機構と検討をしたところ、必要な経費は事務費補助金により充足できており、今後不足が生じた場合は、随時双方で協議を行うこととした。

また、支援機構は設立目的が中小企業支援であり、インセンティブの導入がなくとも最大限の努力を行うことは当然期待できるため、現状では必要ないと判断した。

これまでは、(財)全国中小企業取引振興協会が発行した債権管理マニュアルに基づき債権者区分を行ってきたが、新たに債務者全般の債務者区分を標準化した独自の「設備導入資金債権管理基準」を設けて、債務者の区分と管理を行うこととした。

支援機構における債権回収については、(財)全国中小企業取引振興協会が発行した債権管理マニュアルや独自の「未収債権管理基準」により行ってきたが、新たに「設備導入資金債権管理基準」を設けると共に、「未収債権管理基準」も見直した。

違約金及び遅延損害金については、経

することができるが、現在は一律免除している。債務者間の公平性の観点から減免は限定化すべきであり、また徴収及び減免について明確に規定化することが必要である。

(2 3) 支援機構における償還の猶予について (指摘事項)

償還金等の返済が困難な貸付先に対しての償還の猶予を、契約変更によって実務上で対応している。貸付先の返済能力に応じて現実的な対応をとることは必要であるが、明確な規定化を行ったうえで対応すべきである。

なお、県は猶予の決定等が適正に行われているか、チェックを行うべきである。

(2 4) 支援機構における未収債権の償却基準について (意見)

未収債権の償却基準として、「相当の期間にわたり債務者および連帯保証人から一切の金員の支払いがなく」と規定されており、少額の回収が続く限り償却が行われていない。償却基準を緩和し、償却後の債権管理を別途行うべきである。

(2 5) 支援機構の規定の記載誤りについて (指摘事項)

小規模企業者等設備貸与制度業務方法細則第 20 条で規定している内容に記載間違いがあったため、速やかに訂正すべきである。

(2 6) 支援機構が不動産担保を徴求するときの要件等について (意見・指摘事項)

済情勢や中小企業者の厳しい資金繰り状況から、支援機構では、やむを得ず減免を行ってきたが、明確な規定が無いため「遅延損害金の減免に関する基準」を新たに設けた。

支援機構では、資金繰りに支障をきたした貸付先に対して、経営状況や返済能力を精査し、必要と認められる場合は償還の猶予を行ってきたが、明確な規定が無かったため、「返済条件変更に関する運用基準」を新たに設けた。

なお、県では支援機構からの報告に基づき、必要な書類を求めて、適正に行われているかチェックを行うこととしている。

支援機構では、未収債権の償却基準を厳しく運用しており、管理事務停止基準も同時に満たす内容としていた。今回、未収債権の償却基準を緩和し、要件に「回収金が未収債権残高に比して極めて少額で、完済が長期に渡る場合」を加え、償却後の未収債権の管理を行うこととした。

引用条文の条番号の記載間違いがあったため訂正した。

貸付又は貸与に当たっては、保証人を立てることや資金貸付対象設備に譲渡担保の設定を行うことが原則であり、不動産担保の徴求は例外となるため、その要件を明確化すべきである。

また、資金貸付事業に係る業務方法書では「担保を提供させ、又は保証人を立てさせる」としているが、実際の運用では両者を求めているため、規定通りの運用を行うか、又は規定の変更が必要である。

(27) 支援機構でのリース期間の設定について(意見)

耐用年数省令による耐用年数以下とするよう運用上留意すべきである。

(28) 反社会勢力チェックについて(意見)

平成24年3月に、貸与対象者の要件に反社会勢力又はそれらと関連のある貸与先に該当しない事が追加された。これを機に反社会勢力チェックを制度化された。

(29) 賃貸借契約書の写しの徴収について(意見)

本人所有以外の不動産に設備投資が行われる際に、支援機構は賃貸借契約書の写しを徴収し、契約内容の確認を行うべきである。

(30) 支援機構における貸付審査等について(意見)

支援機構の破産債権の管理台帳を精査したところ、貸与時の審査が厳格でな

支援機構の業務方法細則で「財団が必要と認めるとき、審査委員会の意見をもって担保を徴求することができる」としており、これに基づいて不動産担保の徴求を行ってきたが、この際の要件を明確化した。

また、資金貸付事業に係る担保、連帯保証人については、担保及び連帯保証人を求める規定に変更した。

リース期間は、小規模企業者等設備導入資金助成法第14条第2号に基づく「貸与機関の設備貸与事業の業務方法の基準」が示すとおり、耐用年数以下を基本に中小企業者の資金繰りに合わせた柔軟な対応を行っている。

反社会勢力チェックは、現地確認等により行ってきたが、申込時点で誓約書を提出させ、必要な場合は、支援機構から県警察本部に照会し確認を行うよう制度化した。

支援機構が、建物の使用権限等を確認し、賃貸借等の場合は、必要に応じて契約書の写し等を徴収し、契約内容を確認することとした。

については、債務超過のうえ借入金が売上高を上回る厳しい財務状態であっ

いと思われる事例、債権回収額、回収方法等が長期にわたり不確定な状況にある事例、貸与中古設備の評価が不適切な事例が見られた。

、については、債権償却を行うべきであり、については、中古設備の適切な評価を行うべきである。

(31) 支援機構のシステムの不備について(指摘事項)

システムの不備のため、リスケジュールが行われた契約の償還期間終了時に行うべき割賦販売設備の所有権移転手続きがなされていない事例や、再リース契約しないままリース設備を貸与している事例があった。システムの改善及び未契約分の契約を行うべきである。

(32) 支援機構における変更契約について(指摘事項)

リスケジュールが行われた債権に関し変更契約を締結しているが、その契約内容は負担する債務金額の確認と支払方法の変更契約に留まっている。同時に、リース期間の延長が行われているわけであるから、延長を明記する必要がある。

また、リスケジュールに伴うリース期間の延長時には、リース対象設備の使用可能期間等に留意することが必要である。

たが、外部の専門家を含めた審査委員会を経て、返済能力ありと判断した案件である。については、可能な限り多くの回収をするための例外的な措置であるが、今後は改正後の「未収債権管理基準」に基づき、適正な回収を行うこととし、設備の売却にあっては、新たに設けた「設備貸与・資金貸付対象設備等の売却に関する運用基準」により行うこととした。

なお、については回収困難な債権は債権償却を行った。

の中古設備の評価については、帳簿価格と売却額が乖離するケースがあるので、中古情報を基に時価で評価を行うよう努める。

支援機構では、償還期間をシステムで管理しており、終了時の所有権移転・再リース手続きに漏れの無いよう取り扱っているが、リスケジュールが行われた案件については、システムが対応していなかったため、システムを改善した。

また、手続き漏れの案件については再リース契約など必要な手続きを行った。

支援機構では、リース期間の延長時は、変更契約書にリース期間を延長した「支払明細書」を添付していた。

今後は、設備の使用可能期間に十分留意しながら、契約書にリース期間の延長を明記することとした。

(3 3) 支援機構における短期延滞債権の債権区分について(指摘事項)

短期延滞債権は第1分類(正常債権)として債権区分しているが、決算書の内容等から当該債権区分が適当であるか疑問となる事例も見受けられることから、債権区分について慎重な検討が必要と考える。また、延滞債権の管理について規定化し、管理することが望まれる。

(3 4) 支援機構におけるリスケジュールされた債権の区分について(指摘事項)

債権のうちリスケジュールしているものが多額に上り、それらの内、債権区分が不適切と思われる事例が見られるため、適正な区分を行うべきである。

(3 5) 支援機構による貸付設備等の売却方法について(意見)

債権の回収が困難となった場合、貸付設備や担保物件を売却して回収資金に充当しているが、売却手続きの透明化や合理化を図るため、売却方法等を規定化して明確化すべきである。

(3 6) 支援機構による連帯保証人からの回収について(意見)

返済額の算定時には連帯保証人の自己申告により収入状況を把握し、返済額の合意を行っているが、収入状況や財産内容の調査を行い、代位弁済額の決定を行うべきである。

(3 7) 支援機構の債権管理表について(指摘事項)

滞留債権の管理のために「債権管理表」を作成し、月々の入金状況等を確認しているが、入金額の記載漏れや備考欄の記

延滞債権については、延滞期間及び延滞先の財務状況、資金繰り、収益力、保全状況等により返済能力を判定するなど、分類の基準や手続きを「設備導入資金債権管理基準」に明記し、管理することとした。

また、延滞債権の管理については、「未収債権管理基準」を見直し、より適正な管理を行うこととした。

リスケジュールを行っている債権についても「設備導入資金債権管理基準」に基づいて、適正な区分を行うこととした。

貸付設備等や担保物件の売却方法について「設備貸与・資金貸付対象設備等の売却に関する運用基準」を支援機構で新たに設けた。

連帯保証人からの回収にあたり、支援機構では、給与、年金額等の収入状況のほか、登記簿謄本を取得するなどしているが、引き続き可能な限りの調査を行う。

支援機構では、延滞先について、別途、個別台帳を作成して管理している。

指摘のあった債権管理表については、

載が事実と異なっているものがあった。

(3 8) 連帯保証人の資格要件について
(指摘事項)

第三者保証を要件としているが、資格要件の緩和も含めて支援機構は、その内容を検討すべきである。

また、連帯保証人の所得や資産内容について十分な調査を行うべきである。

(3 9) 連帯保証承諾書の記載不備について (指摘事項)

支援機構が貸付を行うにあたり、連帯保証承諾書に記載不備なものが見られた。

(4 0) 損害保険の付保について (指摘事項)

支援機構が実施した小規模企業者等設備貸与事業において、損害保険の付保に関し、損害保険証券を支援機構に質入れさせていない案件や付保額不足のリース案件があった。

当年度の延滞状況と回収状況を記載しているものであるが、今後は管理の実効性が上がるよう、債権管理表の見直しを行うこととする。

支援機構の業務方法細則第 6 条に「前項の規定にかかわらず、他に連帯保証人のない場合でやむを得ない事由があると認められるときは、審査委員会の意見をもって要件を変更することができる」と規定しており、外部の専門家を含めた審査委員会において、個別案件毎に連帯保証人の要件を審議している。

なお、資格要件の緩和については、現在、第三者保証のあり方が、法務省諮問機関の法制審議会で検討されているところであり、今後の民法改正の推移を見守りつつ、対応していきたい。

また、連帯保証人の所得や財産については、十分な調査を行う。

支援機構において、申込時点で記載内容を確認し、資力の判断に必要な情報に不足がある場合は、内容の確認を徹底することとした。

損害保険証券を支援機構に質入れさせていなかったのは、貸与先企業で動産総合保険に加入しており、対象設備のみの質権設定ができなかった案件である。しかし、今後は、債権保全のため、保険証券を質入れしてもらうか、又は別途損害保険に加入してもらうこととした。

3. 農業改良資金特別会計

(1) 農業改良資金の償還金の支払猶予措置について(指摘事項)

農業改良資金については、一定の「やむを得ない理由」が生じた場合には、債務者等の申請により償還金の支払を猶予することができることとなっているが、主債務者本人が死亡の場合において連帯保証人に対して支払猶予の対応をしていない場合があった。

支払猶予の申請は債務者等が行うものであるが、延滞違約金の発生を防止するために、当該申請の情報提供を行うべきである。

(2) 農業改良資金の違約金に係る時効中断の処理について(指摘事項)

主債務については時効中断の手続が行われているが、違約金 231 千円について時効期間が経過している事例が見られた。

回収可能な債権である限り主債務のみならず、違約金についても時効中断の管理を適切に行うべきである。

(3) 農業改良資金の支払猶予決定時の支払計画の作成について(意見)

支払猶予の決定が行われた場合、「当初の償還方法」を変更し、改めて変更後の償還方法」について合意されるが、現状では猶予を受けた支払期日の金額が単純に次の支払期日の金額に上乗せされるだけである。主債務者の支払い能力に応じて現実的な支払方法へ変更して「変更後の償還方法」を決定すべきである。

付保額不足については、計算ミスが原因であったことから、再発防止のため、支援機構でのチェック体制を強化した。なお、不足分は、増額措置をとった。

債務者と面談又は電話連絡を行うことで、健康状況等を把握し、支払猶予の可能な債務者には、支払猶予の情報提供を行う。

違約金 231 千円については、平成 24 年 11 月 29 日に時効中断を行った。今後も時効管理については、元金、違約金を問わず適切に時効中断に努めていく。

償還方法については国から示された考えのもとに実施しているものである。

今後、支払猶予者が発生した場合は、国と協議を行うなかで、御指摘のような変更を国が認めれば、より現実的な償還計画を策定していく。

(4) 農業改良資金の支払猶予の申請や期限延長等について(指摘事項)

支払猶予の申請は償還期間の 30 日前までに融資機関に提出しなければならないとの規定があるが、30 日前に申請されていないケースがあった。

償還猶予期間が終了する際は約定償還の最終年に償還猶予期間の更新を行うことが可能とされているが、償還猶予期間が終了する前の支払猶予であるにもかかわらず、期限延長されているケースがあった。

(5) 農業改良資金の延滞債権について(意見)

法人については連帯保証人は第三者ではなく、その代表者や配偶者等を原則として入れるべきである。

また、貸付金が一定額以上の場合で、延滞している融資については、より確実な債権保全のために、より支払能力のある連帯保証人の追加又は交替を行い、物的担保の徴求や譲渡担保の設定等を検討すべきである。

(6) 農業改良資金の長期延滞債権について(意見)

債権管理については山梨県農業改良資金債権管理要領を定め、また山梨県債権管理ガイドライン等に従い管理を行っているが、長期延滞債権については主債務者や連帯保証人に対して法的な措置を含めてより積極的な回収策を検討すべきである。

また、回収不能な債権についてはモラルハザードに留意しつつ、不納欠損処理をより進めるべきである。

(7) 農業改良資金の収納事務に関する

及び 共に、今後、支払猶予の申請がある場合、「山梨県農業改良資金制度運営要領」及び「農業改良資金に係る質疑応答集」に基づき、適切な事務処理をしていく。

法人貸付は 1 件のみであり、現在、この法人の代表者は要介護状態であり、返済能力は無い。また配偶者は死亡している状況である。

延滞債権について、連帯保証人の追加・交代、担保設定等を行うことについては、極めて厳しい状況ではあるが、可能な限り債務者に要求していく。

法的な措置を含めた回収策については、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に基づき、より積極的な回収に努めていく。

不納欠損処理については、「税外収入未収金に係る権利放棄の判断基準」に基づき実施していく。

農業協同組合等への委託について(意見)

農業改良資金の直貸に係る償還金の収納事務を農業協同組合等に委託しているが、農業協同組合等は当該借受者に対してプロパーの貸付を有している場合もあることから、猶予等を行っている場合には債権の償還について、農業改良資金の償還がプロパー貸付に対して後順位となることのないように特別に注意を払うべきである。

また、本来はこのような場合には当該JAに対しては収納事務を委託すべきではない。

(8) 農業改良資金の支払猶予の終期の明確化について(指摘事項)

主債務者本人死亡の場合において支払猶予の申請を行うことができるが、その終期についての判断に当たって拠るべき規定やマニュアル等がない。

償還金の支払が遅延している場合において、支払猶予が適用される場合には延滞違約金は発生せず、一方延滞と取り扱われた場合には延滞違約金が生じることとなる。

したがって、支払猶予がいつまで継続するかを明示する必要がある。

(9) 山梨県就農支援センターの就農支援資金の貸付について(意見)

財団法人山梨県農業振興公社内にある山梨県就農支援センター(以下就農支援センター)での就農支援の貸付は、平成19年度以降の貸付実績がなく、このままでは、県より借り受けた貸付用の資金は県への償還に充てられるのみとなる。就農支援センターは、当該貸付資金が有効活用されるように努めるべきである。

なお、今後の貸付実績が乏しい場合には、制度の見直しや県への繰り上げ償還

平成25年度に最後の償還となるものが1件残っているのみであるので、今後は、JAに対して収納事務は委託しないこととする。

債務者の経済状況が回復する等、支払い能力が発生したと客観的に判断できる基準等を明示したマニュアルの作成を検討していく。

県の施策上、就農支援資金の貸付は重要な位置を占めているため、資金制度の有効な活用がなされるよう、県立農業大学校や各JA等を通じ、新規就農者に対して制度周知等を積極的に行っていく。

また、就農支援センターに対しても積極的に制度周知の取り組みを行うよう、指導していく。

を検討する必要がある。

(10) 就農支援資金の就農支援センターから県への償還について(意見)

就農支援センターでの認定就農者からの債権回収は、平成 15 年度における貸付の償還期間 20 年の契約が最終となるので、平成 34 年で終了となる。それに対し、県への最終償還期限は平成 30 年である。

また、延滞債権が存在するので、県との償還計画通りの返済を実施すると、償還原資が不足し、その資金を就農支援センターが負担する状況に陥る恐れがある。

県は、就農支援センターが資金負担を負わないような仕組みを検討すべきである。

(11) 就農支援資金の貸付手続きに係る不備について(指摘事項)

就農支援資金貸付にあたり保証人から保証意思確認書を取っているが、貸付書類を確認したところ、借受人欄が空欄のままとなっている案件と、フルネームではなく姓しか記載されていない案件が存在した。

貸付にあたり収受書類の不備を確認することは当然のことであり、保証要件を満たすよう徹底されたい。

また、事業が完了した場合には、研修報告書または就農届出書等を提出させることになっているが、確認できない案件があるため、報告書回収を徹底するべきである。

(12) 就農支援資金の貸付目的の明確化について(指摘事項)

就農支援資金には就農研修資金・就農準備資金・就農施設等資金があり、それぞれ貸付目的が異なる資金の貸し付けで

就農支援センターは、県内の新規就農者のサポートを実施していく上で非常に重要な組織であることから、県としても償還期間の延長や償還猶予期間の創設、追加融資等について検討を行い、就農支援センターの経営体制の健全化に努めていく。

山梨県就農支援資金貸付金貸付要領に基づき、各指定様式の記入内容の確認及び提出書類の確認等を徹底し、貸付に関する手続きが適切に実施されるよう、就農支援センター及び金融機関に対し指導していく。

それぞれの資金の内容に適合した申請に対してのみ、貸付決定を行うよう、就農支援センターに対して適正な審査の実

あるが、「養鶏技術取得」という同一目的で就農研修資金と就農準備資金を各々の限度額まで貸し付けている案件がある。

資金目的の混同は結果として限度額を超えた貸付の実行であり、ルール違反と言わざるを得ない。

貸付目的を安易に拡大解釈することは厳に慎むべきである。

(13) 就農支援資金の貸付後の管理の徹底について(指摘事項)

借受者が離農した場合には、一時償還請求すると共に、回収に必要な措置を講じなければならないが、貸付書類を確認したところ、借受者が就農に至らず離農したにも係らず、一時償還請求していない案件があった。

また、貸付に際しては「就農支援資金貸付審査表」を作成し貸付要件の確認を行っているが、貸付後のチェックリストや回収マニュアルがないため債権管理が不十分な状況となっている。

チェックリスト等の整備を図る等、管理の徹底を図られたい。

(14) 就農支援貸付金貸付要領の記載内容について(指摘事項)

就農支援センターでは、償還期日を経過したことによる違約金を徴収し、収入計上している。融資機関が違約金を徴収した場合には県に対して納付することとなっているが、就農支援センターについては「山梨県就農支援資金貸付金貸付要領」等に、その違約金の取扱いに関する記述がない。

就農支援センターについても、違約金の返還義務を要領等に明記する必要がある。

(15) 就農支援資金の貸付債権の保全措

施について指導していく。

就農支援資金借受者が離農した場合の措置については、関係法令等に基づき適切な対応がなされるよう、関係機関を指導していく。

また、就農支援センターにおける就農支援資金貸付後の債権管理については、各金融機関で使用している債権管理マニュアル及び県の債権管理方針を参考に、独自のマニュアルを作成するよう指導していく。

現行の「山梨県就農支援資金貸付金貸付要領」には、就農支援センターが徴収した違約金の取扱いに関する記述は存在しないため、違約金の返還義務に係る県要領の改正を行う。

置について（意見）

就農支援資金の貸付は、平成 23 年度までに延滞債権が 5 件発生しており、債権の保全のため次のような対応を検討すべきである。

連帯保証人は、概ね 60 歳以下とされているが、その年齢を超過している事例も見受けられる。貸付期間に応じた年齢制限も必要と思料される。

償還期間が長期に及ぶ貸付となるので、その間債権者と接触し、経営状況の報告を求め、指導を行うことも必要である。山梨県就農支援センターの相談窓口としての指導的機能を生かし、債権の保全措置を図るべきである。

4．市町村振興資金特別会計

（1）貸付対象となる事業の見直しや一般会計への繰入について（意見）

市町村振興資金特別会計における貸付事業については、最近 5 年間の予算額に対する執行率は低調である。当該貸付事業は市町村の資金需要に依存する面はあるが、県から積極的な活用方法を提示することも必要と思われる。また、資金需要が今後も低調と認められるのなら、剰余金 3,698 百万円のうち資金需要予測に基づく必要額を残し、差額を一般会計へ繰入することも検討すべきものと思われる。

（2）辺地振興資金及び過疎地域振興資金について（意見）

利用実績が少ない辺地振興資金及び過疎地域振興資金については、廃止も含め検討し、制度の廃止を前提として貸付金残高が適切に償還されるよう留意すべきである。

就農支援資金の貸付に関しては、「山梨県就農支援資金貸付金貸付要領」及び「山梨県農業振興公社就農支援資金貸付取扱業務細則」に基づき、様々な状況を総合的に判断し、適切な貸付実行が行われるよう指導していく。

また、就農支援センターの債権管理については、各農務事務所等、関係機関との連携を密にし、債務者の経営状況の把握や指導を実施する中で、適切な債権の保全を図っていく。

執行率が低調な貸付対象事業のうち、辺地振興資金及び過疎地域振興資金については、平成 24 年度をもって廃止し、百花繚乱まちづくり推進資金特別分については、平成 25 年度以降の新規貸付を休止した。

また、単年度剰余金を一般会計へ繰出すこととし、剰余金が過大とならないように管理するよう改善した。

辺地振興資金及び過疎地域振興資金については、平成24年度をもって廃止した。市町村等からの償還金に係る収入事務については、引き続き適切に対応していく。

(3) 百花繚乱まちづくり推進資金特別分の貸付について(意見)

平成22年度、23年度に公園建設事業に対し、景観形成のための特別分として貸付を行っているが、公園等整備事業は一般分の貸付として例示されており、景観形成と判断した理由が曖昧である。公正な貸付けのため判断基準を明確にし、周知すべきである。

(4) 市町村振興資金貸付後の実地検査(特別分)について(意見)

貸付後の実地検査は「必要がある場合」のみではなく、原則として行うことが望ましい。特に特別分の貸付の場合には、対象事業に該当しているかの確認を行うことが重要であることから、原則として全ての貸付について行うべきである。

(5) 市町村振興資金の完了検査調書について(指摘事項)

市町村振興資金融通申込書には、完了検査調書又はこれに代わる書類の添付が義務づけられているが、完了検査調書の中には、市町村としての承認がされているか不明確なものや、検査員の所属や検査立会人の所属が不明確なものが存在した。完了検査調書等をもって、市町村の責任で完了検査が行われたことを示しているか、県としても内容確認すべきである。

(6) 市町村への借用証書の返還について(意見)

市町村振興資金については、貸付を実行し、債権回収が完了しても、今まで借用証書を返還したことは一度もない。今後は、貸付金が完済された段階で借用証書を返還することが望ましい。

景観形成のための特別分に係る平成25年度以降の新規貸付は、休止することとしたため、再開する際には、判断基準を明確にし、周知する。

平成24年度以降の特別分の貸付について、原則として全ての事業で実地検査を行うこととした。

市町村の責任で確実に完了検査が行われたことを示す書類を提出してもらい、内容確認を行うこととした。

貸付金の完済時に請求があった場合、借用証書を返還することとした。

5. 商工業振興資金特別会計

(1) 信用保証協会への貸付について(意見)

県は、信用保証協会に対する短期貸付金について、3月31日に全額回収し、翌4月1日に残高に見合う金額を再度貸し付けている。当該貸付については、期中には追加貸付を行うのみで、返済分に見合う分の回収を行っていないため、平成23年度においては、多額の資金が信用保証協会に固定化されてしまっている。固定化する資金が少なくなるような貸付方法を検討すべきである。

(2) 活用頻度の低い制度の広報について(意見)

制度融資は、金融機関の主導で行われていることもあるため、活用頻度の低いものが多数見受けられる。金融機関のみならず、県内商工業者に周知されるように広報する必要がある。

(3) 制度融資の整理統合等について(意見)

制度融資は、パンフレットの作成が、一部制度に限られていることもあり、結果として10年以上活用されていない制度もある。利用されていない融資は広報に努め利用を促すか、廃止を検討すべきである。そのうえで、総花的な現在の制度融資を整理統合し、よりわかりやすいメニューとすべきである。

(4) 提出書類の不足について(指摘事項)

融資条件の変更の際には、財務書類、最近3ヶ月の受注量、売上高等が確認できる関係帳簿等の写しを徴求することが「融資条件の変更に係る事務取扱要領」に定められているが、当該必要書類が徴

現在の貸付制度は、対応可能な事務量の範囲内で貸付金の固定化を最大限招かないようにした方式である。

現行の金利水準では、回収された資金から得られる利息よりも複数回の回収に要する経費の方が多額となることが見込まれることから、当面、現状の貸付方式で運用していくこととしたい。

これまでもホームページやパンフレット、広報誌等での広報を行ってきたが、商工団体等の広報誌等にも積極的に掲載していくこととし、制度の周知を進める。

広報に努めるのと同時に、金融機関や商工団体と意見交換を進めるなかで、利用が見込めない制度については、他の制度に統合するなど、制度全体の整理・統合を進める。

要領に基づいた事務が行われているかどうかについて、県の検査においてしっかりとチェックをしていくこととした。

求されていなかった事例があった。要領に従った事務を行う必要がある。

(5)要件の明確化について(指摘事項)

経済変動対策融資の連鎖倒産防止関係の要領に「倒産等」とあるが、具体的な列挙に乏しく、どの範囲まで融資対象としているのか不明瞭である。借手側が的確に判断できるように、倒産等の事象を列挙し明示する必要がある。

(6)融資要領等の記載について(意見)

制度融資のうちの一例として「環境対策融資」を見ると、その取扱要領は、建築に関連する専門的な知識を必要とされる内容となっている。このようなことも融資の活用から遠ざかる要因と思料される。関係団体に、融資概要を広報する相談窓口となるように要請することなども検討する必要がある。また、融資の取扱要領及び取扱基準を、融資実行の手引きとなるように分かりやすい内容にすべきである。

(7)保証なし融資におけるモニタリング等の実施について(意見)

県では、金融機関に対して、経済変動対策融資の不況業種対策関係を保証協会の保証を受けて利用した企業に対して、半年に一度モニタリングを行い、所定の業況報告書を信用保証協会へ提出することを定めているが、保証を受けずに利用した企業については、モニタリングの実施等は求めている。

このモニタリングの制度は、保証協会の制度ではあるが、中小企業者に対して重点的な経営支援を行うことをその目的としていることからすると、今後は保証協会の保証を受けずに利用した企業についても、金融機関に対して半年に一度の

経済変動対策融資(連鎖倒産防止関係)の要領については、関係機関と意見交換を行い、事例を明示する等より分かりやすいものとする。

庁内関係課や関係団体の意見を聴く中で、要領の記載をできるだけ分かりやすいものとするとともに、広報についても関係団体の広報誌への掲載を進めるなど改善を図っていく。

信用保証協会の保証をつけずに行われた融資については、金融機関の責任により必要なモニタリング及び支援が行われており、当面、現在の方式を継続したい。

モニタリングの実施及び業況報告書の県への提出を求めるべきである。

(8) 保証協会に対して行う検査について(意見)

要綱には、保証付き融資の可否決定は保証協会の決定をもって、県の決定とする旨を定めている。そのため、県では融資決定が適正に行われているかを検査するため、「商工業振興資金の検査マニュアル」を作成し、その手続等について定めているが、マニュアルに定められた検査日時について遵守されてはいなかった。

県の行う検査の重要性は高いものであると考えられるため、定期的かつ確実に検査の実施を行うべきであると判断される。

(9) 診査を行う者の範囲について(意見)

制度融資の利用に際しては、商工会議所又は商工会等が作成した診査書の提出が求められているものがあるが、そのことが融資を申し込むに当たっての一つの障害になっているものと思料される。融資利用希望者の利便性向上のためにも診査を行う者について、その範囲の拡大を行うべきである。

6. 林業・木材産業改善資金特別会計

(1) 林業・木材産業改善資金の融資機関等に対する事務委託手数料について(指摘事項)

県は林業・木材産業改善資金について融資機関等に対して事務委託手数料を支払っているが、一部の融資機関等について手数料の割落が行われている。当該措置は要領等、契約書に明記されておらず、運用上行われている。要領等、契約書に

要綱第16条第2項の規定及び既存の検査マニュアルにより、平成25年度は、毎月の検査日程を示して検査を行っており、今後も定期的かつ確実に検査を行っていく。

診査書の記載は、企業の経営改善を図る観点から、中立的な立場で行われる必要がある。現状では、商工会議所及び商工会等の公的支援機関による診査は、無償で行われることから、現行方式を継続していきたい。

平成24年度からは、手数料の割落率を契約書に明記して運用している。

明記した上で行うべきである。

(2) 林業・木材産業改善資金における山梨県森林組合連合会及び各森林組合との事務委託契約について(意見)

県は林業・木材産業改善資金について、山梨県森林組合連合会及び各森林組合と事務委託契約を締結している。契約内容は貸付債権の保全及び取立てに関する事務であり、償還金に対して一定の事務委託手数料が支払われている。これらの業務は県が主体的に行っていることから、連合会等に対する委託の必要性を検討すべきである。なお、平成24年度の契約書に日付の記載が洩れている。

(3) 林業・木材産業改善資金の県直貸融資における償還計画の作成について(指摘事項)

県は延滞を生じた借受者に対して林業・木材産業改善資金の償還計画書を提出させている。しかし、借受者と協議した内容で県が償還計画書を作成し、借受者が当該計画に同意した場合に正式な償還計画書として提出されている事例が見られた。償還計画書は本来借受者が主体的に作成するものである。

(4) 林業・木材産業改善資金の県直貸融資における連帯保証人等について(意見)

林業・木材産業改善資金の平成19年度以前の直貸融資においては、債権保全のために連帯保証人を立て、貸付金額に応じて連帯保証人の数を定めている。実務上では第三者保証を原則としているが、借受者が法人の場合についてはその代表者を連帯保証人に入れるべきである。

また、一定額以上の貸付金については、担保を徴求しているが、より確実な債権

債権の保全及び取立てに関する事務について検証を行い、連合会等に対する委託を見直すこととした。

また、契約書の日付漏れについては、修正を行った。今後とも適正な契約の締結を行っていく。

償還計画については、借受者に対する作成上の助言にとどめ、具体的な作成には関与しないこととした。

該当する借受者に対し、法人代表者の連帯保証人の設定を行うこととした。

保全のために譲渡担保の設定等を積極的に検討すべきである。

(5) 林業・木材産業改善資金の貸付申請審査について(意見)

林業・木材産業改善資金の貸付申請審査において、保管すべき書類や会社登記簿謄本等追加して入手すべき確認書類、保証の有無を確認する等追加すべき確認事項がある。より適正な貸付審査を行うために、これらの入手や確認を検討されたい。

(6) 林業・木材産業改善資金貸付後の改善効果の検証等について(意見)

林業・木材産業改善資金の貸付資格認定を申請するに当たり、改善計画書を提出させているが、貸付後、計画通り改善したか否かを確認していない。改善資金の新規貸付件数は年間3、4件であり多いわけではないので、改善計画と実績の比較を行い、貸付の有効性も確認すべきである。

また、貸付後に林野庁へ提出する確認調査結果報告書の作成根拠が書類として確認できなかった。記録簿などを作成し、作成根拠として保管しておくべきである。

(7) 林業・木材産業改善資金事業実施報告書の回収について(指摘事項)

借受者は、事業完了後30日以内に事業が完了した旨を融資機関に報告し、融資機関は報告後速やかに事業実施報告書を知事に提出しなければならないが、事業の完了から完了の報告までに5ヶ月かかっている案件が確認された。

結果として、融資機関から県に提出される事業実施報告書の回収も事業完了から5ヶ月となっていた。県としても貸付後

適正な貸付審査を行うため、意見を踏まえ、必要な関係書類について入手や確認、保管を行っていく。

平成24年度から、改善効果の検証を行い、計画と乖離している状況がある場合、指導を行うこととしている。

また、林野庁へ提出する確認調査結果報告書の作成根拠となる記録簿等の様式を作成し、返済が終了するまで保管することとした。

今後は、借受者や融資機関との連絡を密接に取り、県として貸付後の事業管理を適切に行い、貸付規則の遵守を徹底させることとした。

の事業管理を適切に行い、貸付規則を順守させるようすべきである。

(8) 木材産業等高度化推進資金制度における貸付について(意見)

短期資金として貸し出されている手形貸付について、手形の書換が行われることによって1年を超えて返済のないものがある。資金の返済がなく、単に手形の書換が継続する貸付については、短期資金扱いとすべきではない。

(9) 林業・木材産業改善資金の貸付事務について(意見)

貸付手続きに必要な一連の書類は、チェックリストなどを作成してその有無を確認し、漏れなく保管(ファイリング)するべきである。さらに、貸付の目的通り事業が実行されているか、林業・木材産業改善資金借受者調査書によって報告されているかどうかの確認を行うことが必要である。

(10) 木材産業等高度化推進資金制度における金融機関からの貸付状況の報告について(指摘事項)

木材産業等高度化推進資金制度において、指定金融機関は貸付状況を毎月報告することとなっているが、実施されていない場合がある。定期的に報告がない場合には、これを放置せず、督促するなどの措置を講じ、その貸付状況を適格に把握すべきである。

(11) 林業就業促進資金の制度の見直し等について(意見)

林業就業促進資金の貸付制度を利用した認定事業主は、過去10年間では1件のみである。当該貸付金制度以外に、山梨県が実施している林業への就業を支援す

制度の趣旨に沿った運用が図られるよう、金融機関並びに借受者に指導する。

関係書類の保管漏れや林業・木材産業改善資金借受者調査書による報告漏れを防ぐため、必要書類のチェックリストを作成するほか、県の事務については複数の職員で確認を行うこととした。

要綱どおりの報告がなされるよう指導を徹底していく。

今後の資金需要を調査し、その結果を基に、本貸付金制度の見直しを進めていく。

る助成金制度は多様にあるので、当該貸付制度の見直しや、資金の一部を一般会計へ繰り入れることなどを検討すべきである。